

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A水戸は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2025 J A水戸の現況」を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年5月
水戸農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J Aのプロフィール

◇設 立	1993年8月
◇本店所在地	茨城県水戸市赤塚2丁目27番地
◇出 資 金	31億円
◇総 資 産	1,514億円
◇単体自己資本比率	15.19%
◇組 合 員 数	23,780人
◇役 員 数	33人
◇職 員 数	373人
◇支店・営農資材センター数	10カ所

目 次

基礎資料編	1
ごあいさつ	2
経営理念	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（令和6年度）	5
事業活動のトピックス（令和6年度）	9
農業振興活動	10
地域貢献情報	11
リスク管理の状況	13
自己資本の状況	17
系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	18
事業のご案内（信用事業）	19
事業のご案内（共済事業）	26
事業のご案内（購買事業）	26
事業のご案内（販売事業）	26
事業のご案内（保管事業）	27
事業のご案内（加工事業）	27
事業のご案内（利用事業）	27
事業のご案内（指導事業）	27
事業のご案内（その他の事業）	27
協同会社	28
JAの概況・組織	29
沿革（あゆみ）	29
機構図	31
役員構成	32
組合員数	33
組合員組織の状況	34
地区一覧	36
店舗等のご案内	36
特定信用事業代理業者の状況	37
会計監査人の名称	37
役員等の報酬体系	38
経営資料編	41
決算の状況	42
貸借対照表	42
損益計算書	44
注記表	46
剰余金処分計算書	65
部門別損益計算書	66
会計監査人の監査	67
損益の状況	68
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	68
2. 利益総括表	68
3. 資金運用収支の内訳	69
4. 受取・支払利息の増減額	69
経営諸指標	70
1. 利益率	70
2. 貯貸率・貯証率	70
3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	70
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	71
信用事業（貯金に関する指標）	72

信用事業（貸出金等に関する指標）	72
信用事業（内国為替取扱実績）	76
信用事業（有価証券に関する指標）	76
信用事業（有価証券等の時価情報等）	78
共済事業	80
購買事業	81
販売事業	82
保管事業取扱実績	83
加工事業取扱実績	83
利用事業取扱実績	83
宅地等供給事業取扱実績	83
直売事業（直売所・インショップ等）取扱実績	84
その他の事業取扱実績	84
指導事業取扱実績	84
自己資本の充実の状況編	85
自己資本の構成に関する事項	86
自己資本の充実度に関する事項	88
信用リスクに関する事項	90
信用リスク削減手法に関する事項	94
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	96
証券化エクスポージャーに関する事項	96
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	97
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	99
金利リスクに関する事項	100
連結情報編	103
グループの概況	104
1. グループの事業系統図	104
2. 子会社等の状況	104
3. 連結事業概況（令和6年度）	105
4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	105
5. 連結貸借対照表	106
6. 連結損益計算書	108
7. 連結注記表	110
8. 連結剰余金計算書	129
9. 農協法に基づく開示債権	129
10. 連結事業年度の事業別経常収益等	129
連結自己資本の充実の状況	130
財務諸表等の正確性等にかかる確認	131
自己資本の構成に関する事項	132
自己資本の充実度に関する事項	134
信用リスクに関する事項	136
信用リスク削減手法に関する事項	139
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	141
証券化エクスポージャーに関する事項	141
オペレーショナル・リスクに関する事項	141
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	142
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	143
金利リスクに関する事項	143
法定開示項目掲載ページ一覧	144

基礎資料編



水戸農業協同組合

代表理事組合長 園部 優

持続的な農業発展で豊かな地域社会づくりへ

平素は、JA水戸の各事業に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

わが国を取り巻く情勢は、国際的な政・経済情勢の一層の不透明化など不安定な状況が続いており、国内経済においても、日本銀行によるマイナス金利解除など、大きな転換点が訪れています。

農業分野では、気候変動の深刻化や自然災害の激甚化・頻発化が栽培管理に影響を及ぼすなか、生産資材価格は高止まりを続け、農業経営に重圧となる状況が続いています。一方、令和6年産米では販売価格高騰や流通量減少が、今もなお続いています。農政においては、昨年「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、食料安全保障や持続可能な農業・農村の役割・機能が改めて認識されました。

このような中、令和6年度は3ヵ年計画（令和4～6年度）の最終年次として、重点課題である「農業者の所得増大」「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」「農業、地域・くらしを支える組織・経営基盤の強化」を実践するため、不断の自己改革に取り組んでまいりました。

特に、組合員の皆さまに対しましては、過去3年にわたりご協力頂きましたアンケートや組合員会議などで頂戴したさまざまなご意見をJA経営・運営の反映に努めてまいりました。

令和7年度は、昨年秋に開催した第30回JA大会決議である「農業」「地域・くらし」「組織・経営」「情報発信」の4本柱に基づいて「組合員・地域住民とともに笑顔になれるJA」を目指す、新3ヵ年計画（令和7～9年度）の初年度となります。また、改正基本法を踏まえて策定される「農業基本計画」は、令和7年度からの5年間に集中対策が実施されるため、新3ヵ年計画と連動して、有機農業の振興をはじめとした先進的な農業の構築を推し進め、持続可能で高付加価値な地域農業の実現により、豊かな地域社会づくりに取り組んでまいります。

組合員・利用者の皆さまに期待に応えられる組織づくりに役職員一同まい進してまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

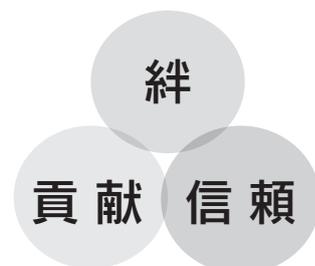
令和7年5月

経営理念

ＪＡ水戸の目指すもの

貢献、絆、信頼一。
食と農・地域が一体となって、顔が見える組織づくりで
「創造と成長」の新しいＪＡへ

■経営理念



ＪＡ水戸は、農業と地域にかかわる人々が、いつも身近で一番に感じられ、信頼される組織づくりに努めています。「顔が見えるコミュニケーション」というＪＡの良さを継承・発展させ、農業と地域社会の活性といった組織の目標を誠実に果たしていきます。

そのため、農業・経済・社会環境の変化、そして価値観の多様化に柔軟に対応するために、ＪＡ水戸は、経営理念を定めています。事業活動を通して農業・地域に「貢献」できるＪＡとして、人と農と地域の輪をつなぐ「絆」を育み、地域社会で「信頼」される、「創造と成長」する新しいＪＡづくりに取り組んでいます。

■ＪＡ水戸OweN ロゴマーク



ＪＡ水戸３カ年計画（2025年度～2027年度）

組合員・地域住民とともに笑顔になれるＪＡをめざして
～農業×地域×ＪＡ～

令和6年10月に開催された第30回茨城県ＪＡ大会を受けて、前3カ年計画の3つの柱（「農業」「地域・暮らし」「組織・経営」）に「情報発信」を加えた4つの柱に基づき、新3カ年計画を策定しました。

ＪＡ水戸が10年後目指す姿

笑顔で農業を営める魅力ある農業の創出
組合員・地域住民の共に笑顔で暮らせる、みんなのＪＡ水戸の確立
期待に応え、実行できるための組織基盤・経営基盤の強化

基本方針

1. ＪＡ水戸は役職員一人ひとりが正面から組合員・地域住民と向き合い、対話を行いながら、あらゆる課題・ニーズに対してＪＡの総合事業を活かし、組合員・地域住民を笑顔に出来るような組織を目指していきます。
2. 農家組合員の所得向上と安定を最優先課題として高付加価値（ブランド化）やＪＡ水戸独自販路の強化を図っていきます。また生産コストの低減、担い手の確保、育成先端技術による省力・低コスト農業の実現に積極的に取り組んでいきます。
3. 地域の生活インフラの一翼を担うＪＡとして、総合事業を通じて組合員・地域の暮らしを守ります。出向く活動を通じて高齢者向けサービスの充実に取り組むほか、次世代層向けサービスも拡充します。

経営方針

◇「農業者の所得増大」への挑戦

次世代の担い手確保や多様な農業者への支援。環境に配慮した農業の推進により生産基盤を支え、総合事業を通じて「農業者の所得増大」「食の安定供給」に努めます。

また、組合員ニーズに対応した資材の安定供給のため、仕入れ機能強化による商品の確保と生産コスト低減に取り組みます。

◇「地域の活性化」への貢献

協同活動と総合事業を通じて、組合員・地域住民とのつながりを強化し、暮らしへの貢献、地域社会の活性化による生活インフラ機能としてのJA水戸を目指します。

また、農業、地域・暮らしを支える組織と事業基盤の確立および強化を図ります。

◇健全経営の為の取り組み

組合員・利用者のニーズに応え実行していくために、DXを活用しながら効率化・合理化を図り収益確保のための事業運営を行います。また、適切な経営判断を可能とするガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性に努めます。

また、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の強化により、経営の健全性が確保された状態を目指します。

◇営農・経済事業部門

JAの総合機能を発揮し、普及センター、行政等と連携しながら、担い手の農業経営を安定させ、農業の中心的役割として農業経営の収支の改善を後押しし、担い手の確保・育成、経営の継承に対する支援を強化していきます。

また、安定生産と品質向上の取り組みに加えて、高付加価値化、販売を起点とした契約取引と産地間連携拡充による農業者の所得増大、所得の安定化を目指します。

◇信用事業部門

持続可能な高付加価値な茨城農業の実現に向けて、資金供給やニーズ・ライフイベントに応じた金融仲介機能を発揮します。そして組合員・利用者等との接点強化「つながりづくり」を通じて、JA事業基盤の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

協同組合の活動と事業を通じて、組合員・利用者の豊かなくらしと活力ある地域社会の実現に貢献し、JA共済事業の使命を果たすため、総合事業機能を発揮した「組合員・利用者との関係強化・仲間づくり」および「寄り添い」「届け」「繋がる」ための「組合員・利用者本位の事業運営」を実践し取り組みます。

経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和6年度）

◇経営環境と令和6年度の業況・事業実績・損益状況の概要

国内農業は昨年改正された食料・農業・農村基本法を踏まえ、食料安全保障の強化、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的発展や農村の振興が重要課題となっております。農業者の高齢化・減少が進む中で、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入、生産・流通・販売方式の転換が求められています。

金融経済環境においては、物価の上昇が継続しており、国民生活に強いマイナスの影響を及ぼしています。日銀の政策金利の利上げにより住宅ローン金利の上昇、円安、物価上昇圧力など、さまざまな要因が絡み合い、景気や株価、為替などに影響を与える可能性があります。

このような中、3ヵ年計画の最終年次として、「農業者の所得増大」「持続可能で安心して暮らせる豊かな地域社会の確立」「農業、地域・くらしを支える組織・事業基盤強化」に向け、アンケートの実施による対話強化を図りながら引き続き取り組み、事業利益167百万円（計画対比144.8%）、経常利益272百万円（計画対比116.7%）、当期剰余金171百万円（計画対比110.3%）、自己資本比率15.19%（前年度より1.05ポイント向上）となりました。

◇決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

① 不断の自己改革に関する取り組み

当JAの基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」、「JA自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、この実現に向け不断の自己改革を実践します。

② 本支店・事業所体制整備の対応方針について

本支店の体制については一昨年の赤塚支店のオープンにて完結しましたが、西部地区の体制について引き継ぎ、組合員との意見を重ねながら検討し、拠点化を進めてまいります。

③ 統合的リスクの管理について

さまざまなリスクを把握し、評価したリスクを総体的に捉え自己資本と比較することにより経営の健全性を継続的に確保するための管理を行います。

④ 内部管理体制の充実

より健全な組織を目指すため、職員のスキルアップに向けた研修会を積極的に開催し、コンプライアンス意識を一層高め不祥事防止に対する内部管理体制の充実を図ります。

◇令和6年度決算の概要と主要業務の概況

（単位：百万円）

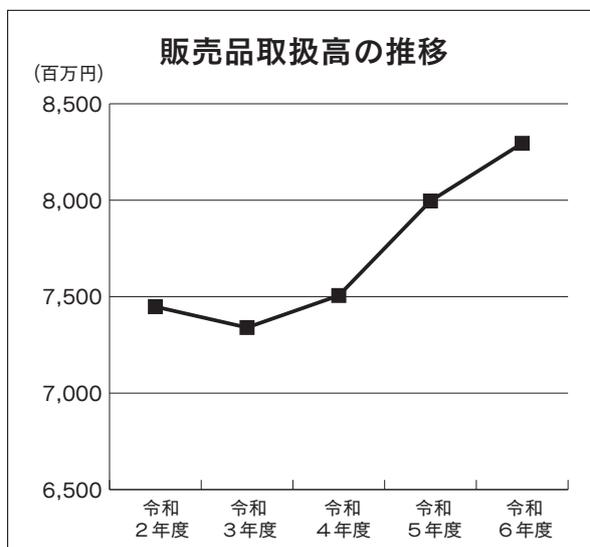
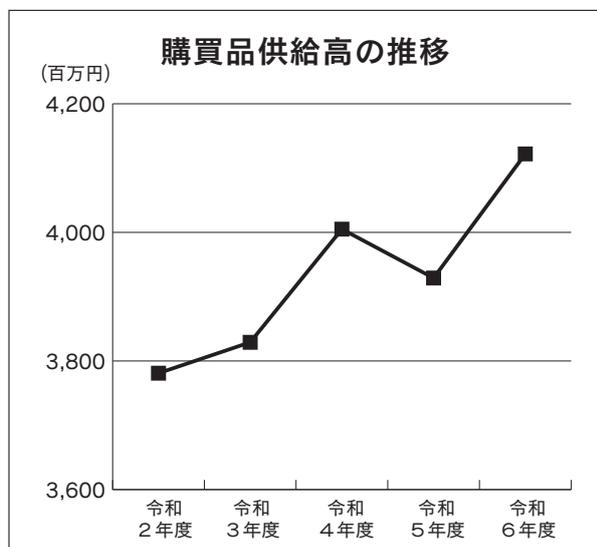
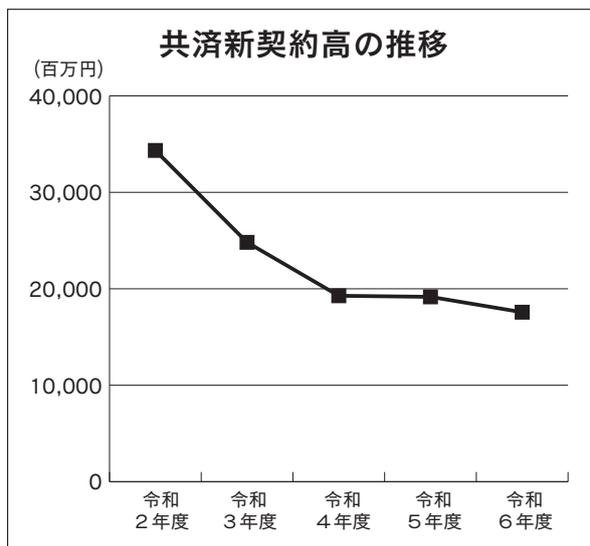
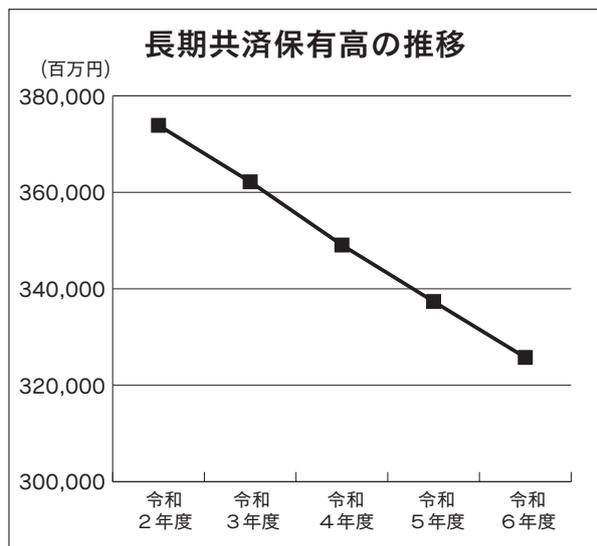
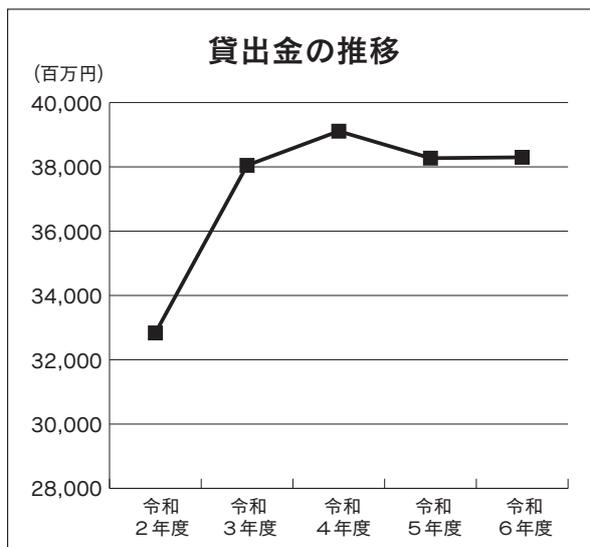
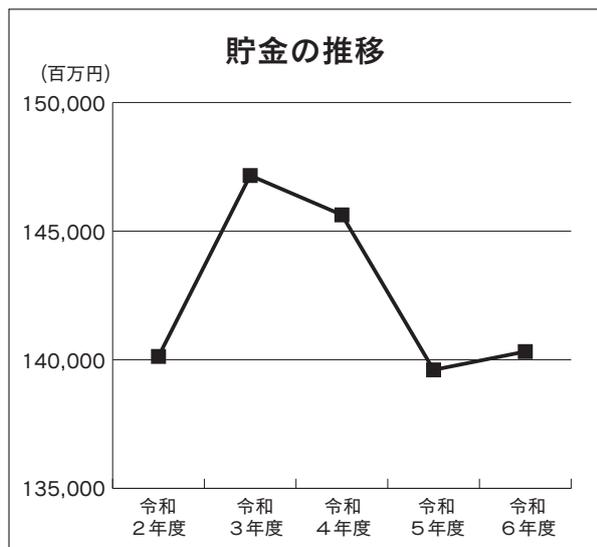
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業利益	241	218	270	167
経常利益	380	347	390	272
当期剰余金	272	104	228	171
総資産	159,800	158,094	151,746	151,489

（単位：百万円）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貯金	147,163	145,633	139,606	140,318
貸出金	38,047	39,110	38,271	38,297
長期共済保有高	362,185	349,075	337,363	325,765
購買品供給高	3,829	4,005	3,929	4,122
販売品取扱高	7,340	7,506	7,996	8,296

（注）購買品供給高、販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

◇事業実績の推移



◇内部統制システム基本方針

業務の適正を確保するための体制として、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

平成31年2月1日制定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日最終改定
水戸農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

事業活動のトピックス（令和6年度）

◇組合員の意志反映・運営参画の強化

令和6年度は3回目となる組合員アンケートの実施に加え、11月から12月にかけて冬季の組合員会議（対話集会）を初めて行いました。会議やアンケートを通してJAに対するニーズや意見を把握し、組織運営に活かす取り組みを強化しました。



◇夏休みの思い出に親子料理教室

地域貢献活動として、食と農への理解を深めようと、8月に親子料理教室を開き、地域の親子18組41名が参加しました。夏野菜たっぷりのオムライスづくりなどに挑戦し、夏休みの思い出づくりを後押ししました。

◇グラウンド・ゴルフ大会各地区で熱戦

10月のJAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会の出場を目指し、水戸地区年金友の会では5年振りに再開するなど、各地区の年金友の会で予選会を兼ねた大会が開催されました。



◇電子版広報誌の配信開始

令和6年2月号より、当JAの広報誌「協同の心」の電子版の公開が開始されました。JA水戸公式LINEを活用して、登録者への配信も行われ、地域農業やJAの情報発信を強化しました。

農業振興活動

◇最新技術で農作業効率化へ

3月27日と12月4日に那珂川流域ライスセンターで農業機械の実演会などを行い、農業用ドローンや無人トラクターなど、農作業効率化への最新技術を紹介しました。



◇有機農業研究会の活動スタート

令和6年1月に発足した有機農業研究会は、栽培講習会、有機JASのカブ出荷、目揃え会などを行い、本格的な活動がスタートしました。

◇水戸市ねぎ・茨城町メロンが県銘柄産地再指定

高品質で信頼性・安全性が高く、多様なニーズに対応できる産地が指定される「茨城県銘柄産地」に、令和6年度は3月に水戸地区ねぎ生産部会、8月に茨城町メロン部会がそれぞれ再指定を受けました。



◇規格統一に向け各生産部会で目揃え会

当JAでは出荷する農産物の適正な出荷規格や栽培方法の統一のため、年間を通して各生産部会で目揃え会を開催し、部会員の農業振興に努めました。

◇全国ねぎサミットが水戸で初開催

ねぎの魅力を発信し消費拡大を図ろうと13回目となる全国ねぎサミットが、水戸市で初めて開かれました。水戸地区ねぎ生産部会など、全国23のねぎ産地が集まり、来場者1万5千人にPRを行いました。



地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

組合員の営農と生活を守るというJA本来の責任とあわせて、安全・安心な食料の安定供給、環境保全、地域社会への貢献という社会的責任を実現するための活動を展開しています。

具体的には、年金等の各種無料相談会、小・中学校などの職業・農業体験の受け入れ、JAの土地・建物を有効活用した売電事業、健康診断やウォーキング教室・女性大学など、地域の皆さまの豊かな生活づくりを目指しています。

◇地域貢献情報

□全般に関する事項

JA水戸は、農業者・地域住民の方々が組合員となり、相互扶助を共通理念として運営される協同組合です。地域農業の発展と豊かな地域社会づくりのため、JAの総合事業を通じてより良いサービスの提供に努め、地域の協同組合として、食と農を通じた社会貢献に努めています。

□地域からの資金調達状況

- (1) 貯金残高（令和7年1月31日現在）
1,403億1,880万円
- (2) 貯金商品
組合員・地域のみなさまのニーズにあった金融商品（各種キャンペーン・定期貯金等）の提案などを行い、取引の拡大に努めています。

□地域への資金供給の状況

- (1) 貸出金残高（令和7年1月31日現在）
382億9,732万円
- (2) 制度融資取扱状況
長期・低利で利用でき、農業用施設・機械等の取得や家畜の購入・育成、果樹の植栽・育成など幅広い事業に活用出来る「農業近代化資金」などを取り扱っています。
- (3) 地域の農業者等への資金ニーズへの取り組み
 - ① 健全な農業経営に必要な無利子の「認定農業者育成資金」、また農業者へ低利で融資する「アグリマイティー資金」などを取り扱っています。
 - ② 組合員をはじめ、地域の皆さまの農業、暮らしの発展に寄与できる「農業ローン」「営農ローン」「住宅ローン」「自動車ローン」「教育ローン」など、さまざまな融資商品をご用意しています。

□文化的・社会的貢献に関する事項

- (1) 文化的・社会的貢献に関する事項
学校給食への地元農産物の提供、女性部や青年部などを中心とした農業体験指導や食農教育活動を積極的に行っています。「くらしの活動」としては、組合員・地域住民の健康増進へ向けた活動（いきいき健康づくりプロジェクト、組合員健康診断）や、女性大学をはじめとする趣味の活動の活性化に取り組んでいます。
加えて、相続相談・年金相談会、日本赤十字社の献血協力なども積極的に行い、子育てをする親を応援する「子ども倶楽部」会員向けのイベントを開いています。
- (2) 利用者ネットワーク
組合員や地域住民相互の親ほくを深める目的でグラウンドゴルフ大会（年金友の会）、文化活動（女性部、県北地区文化趣味展）をはじめ、女性大学の開講、いきいき健康づくりプロジェクトなどを行っています。
- (3) 情報提供活動
JAと組合員を結ぶパイプ役として広報誌「協同の心」を通して、JA水戸の情報を発信するとともに、ホームページの開設、SNS（Facebook、Instagram、LINE）の活用を通して、組合員はもちろん、全国の消費者に対しても積極的な情報提供を行っています。
ホームページアドレス：<http://www.mt-ib-ja.or.jp/>

事業継続計画（BCP）への取り組み

災害時等に備える事業継続計画（BCP）としては、地元行政と災害時協力協定を結び、災害時に地域住民の早期安定と復興に対しての活動協力体制をとっています。また、大規模地震に備えるため、JAグループ茨城の県域一斉訓練への参加も実施しています。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

農業者等の経営支援に関する取組方針

当JAは農業者をはじめ、地域の皆さまに利用される総合事業体として、営農経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面を視野に入れた事業活動を行っています。なかでも農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置付け、農業メインバンク機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農相談員（TAC）は、各関係機関との連携を図りながら農業者の農業技術・生産向上に向けた相談に応えています。

農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、各種プロパー資金や農業近代化資金などの取り扱いを通じて、農業者の経営と生活をサポートしています。

ライフサイクルに応じた担い手支援

直売所・インショップ生産支援育成を充実させ、多様な担い手の育成支援に取り組んでいます。また、新規就農資金の相談など、それぞれの段階に応じた資金を取り扱い、担い手の経営と生活をサポートしています。

経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、各関係機関と連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。

農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

地域密着による組合運営、農産物直売所運営などを通じ、組合員、地域住民、消費者などのニーズを把握し、より身近な事業運営を行うとともに、地域の小中学生に対しては、農業への理解を深めるため、食農教育や職場体験などを行っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要

素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

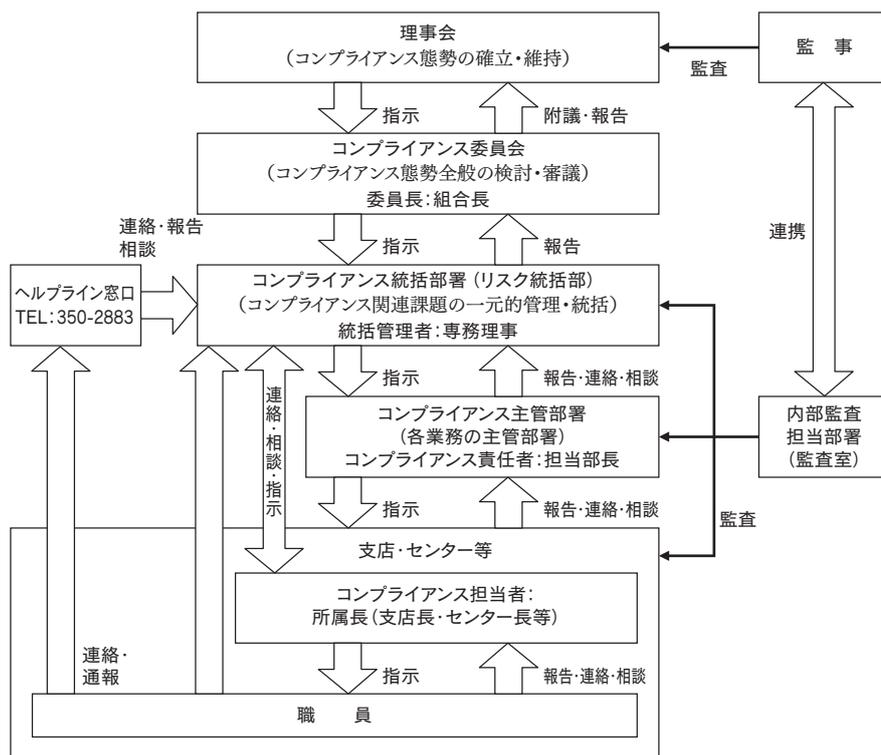
⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

〔リスク管理体制図〕

【コンプライアンス管理体制図】



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- J A水戸は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- J A水戸が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当J Aでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所やJ A共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当J Aの苦情等受付窓口

電 話：029-254-7935

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当J Aでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

①の窓口またはJ Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J F マリンバンク相談所）（電話：03-6837-1359・受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあつせん人と東京以外の弁護士会のあつせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせ下さい。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当J Aでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年1月末における自己資本比率は、15.19%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,199百万円（前年度3,267百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内（信用事業）

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

(令和7年5月1日現在)

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
総合口座	1冊の通帳に「借りる」「使う」「貯める」の3機能がセットされています。普通貯金に定期貯金をセットすることにより、自動融資が受けられる口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金	公共料金の自動支払い、年金、給与などの自動受け取りなどにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	増やしながらか、いつでも使える貯金です。普通貯金より有利で、定期貯金より自由、便利です。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	小切手、手形のお支払いのための貯金です。現金を持ち歩かずに資金を効率的に生かすことができます。振り込み金の受け取り、公共料金などの自動支払いにも利用できます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	まとまったお金を短期間預けるのに適した貯金です。払い出しに際しては、2日前までに予告が必要です。	7日以上	50,000円以上
定期積金	毎月一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
積立式定期貯金	毎月一定額を積み立てていく、定額積立や、積立額を定めず自由に積み立てていく自由積立などの方法があり、積み立てても有利な定期貯金の利息がつきます。ボーナス併用なども、ご利用いただけます。	自由	1,000円以上
スーパー定期	お預け入れ額が、1円以上の自由金利貯金です。	1ヵ月以上 5年以内	1円以上
期日指定定期	利息は、1年複利で計算しますので、長く預けるほどお得です。預け入れ日から1年経過後は、満期日を指定して払い戻すことができます。	据え置き期間 1年を含めて 最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期	1,000万円からの大型貯蓄で、市場実勢を反映した高利回りが魅力です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
一般財形	勤労者が毎月の給料から天引きで積立てできる貯金で、お使いみちが自由です。	3年以上	原則として 1,000円以上
財形住宅	満55歳未満の勤労者で、マイホームの取得、増改築などを目的とした積立貯金です。	5年以上	原則として 1,000円以上
財形年金	満55歳未満の勤労者で、年金受け取り方式の積立貯金です。	5年以上	原則として 1,000円以上

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
国 債	国が発行する債券で、満期日まで解約しなければ、元本・利息は、国によって保証されている商品です。	3・5・10年	購入額は 1万円以上
投資信託	資産運用の見直し、運用方法の多様化など、資産運用の目的に合わせて、資産を上手に活かす有効な手段の1つです。	自由	1万円以上 (積立式5,000円以上)

注)金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用下さい。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当組合の主な取扱商品

(令和7年5月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
JA住宅ローン	・住宅の新築 ・新築・中古住宅の取得 ・宅地の購入 ・住宅の増改築 ・他行からの借換など	・組合員 ・満18歳以上、満66歳未満で最終返済時満80歳未満	・50万円以上 10,000万円以内 (基金協会) ・10万円以上 20,000万円以内 (協同住宅ローン)	3年以上 50年以内	・元利均等返済 (固定・変動) ・元金均等返済 (固定・変動)	・原則有担保 ・基金協会保証 ・協同住宅ローン(株)保証
JAマイカーローン	・自動車購入(営業車は除く) ・車検 ・修理・購入時の付帯経費 ・車庫の施設 ・免許取得費など	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満で最終返済時満80歳未満	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内	・元利均等返済 (固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA多目的ローン	・生活に必要なとする資金	・組合員 ・満18歳以上、満75歳未満で最終返済時満80歳未満	・10万円以上 500万円以内 ・10万円以上 1,000万円以内 (三菱UFJニコス(株))	6ヵ月以上 10年以内	・元利均等返済 (固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA教育ローン	・受験費用、入学金、授業料、学費、家賃(1年分)など	・組合員 ・満18歳以上、最終返済時満80歳未満	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 据置期間を含め最長15年(在学期間+9年)	・元利均等返済 (固定・変動)	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JAカードローン 約定返済型	・生活に必要なとする資金	・組合員 ・満20歳以上、満70歳未満	・極度額50万円以内 (基金協会) ・10万円以上 500万円以内 (三菱UFJニコス(株))	1年 (自動更新)	・普通貯金への入金により自動的に返済 ・約定返済+任意返済	・担保不要 ・基金協会保証 ・三菱UFJニコス(株)保証
JA営農ローン	・農業経営に必要な運転資金	・正組合員 ・満18歳以上、最終返済時満70歳未満	極度額300万円かつ前年のJAへの農産物販売実績の範囲	1年 (自動更新)	・普通貯金への入金により自動的に返済	・担保不要 ・基金協会保証
JA農業ローン	・農業施設、資材 機械器具など	・正組合員 ・満18歳以上、最終返済時満71歳未満	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 5年以内	・元利均等返済 (固定)	・担保不要 ・基金協会保証

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
アグリ マイティー 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産に直結する設備資金、運転資金 ・農産物の加工、流通、販売に関する設備資金、運転資金 ・再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金 ・災害緊急資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員 ・農事法人組合、団体 ・満18歳以上、最終返済時満74歳未満 	事業に必要な資金の100%以内 ※再生可能エネルギー資金は50万円以内 ※運転資金は1年以内に必要金額が上限額	20年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済 ・元金均等返済(固定・変動) ・期日一括返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人保証 ・基金協会保証 ・必要に応じ担保
農業近代化 資 金	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業所、トラクター、コンバイン、田植機などの農機具 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・正組合員 ・農事法人組合、団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者個人 1,800万円以内 ・団体等 2億円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具等 7年以内 ・施設等 15年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等返済(固定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・担保は基金協会の判断による ・基金協会保証

(注)上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用下さい。(詳しくは窓口にてご確認下さい。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

□手数料一覧

※各手数料は、令和7年5月1日現在。消費税10%を含んでおります。

内国為替の手数料		3万円未満	3万円以上
送金手数料(1件につき)	系統金融機関あて	440円	440円
	他金融機関あて(送金小切手)	660円	660円
振込手数料(1件につき)	同一店内あて	110円	330円
	当組合本・支店あて	220円	440円
	他金融機関あて	電信扱 550円 文書扱 440円	770円 660円
代金取立手数料	電子交換所取立	1通につき	880円
	個別取立	1通につき	1,100円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。 離党回金料		

貯金関係手数料

手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

項目	料金基準	金額	備考
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
手形帳交付	1冊につき	11,000円	
小切手帳交付	1冊につき	11,000円	
ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
クレジット一体型ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難・災害による喪失等の場合は、所定の確認により無料
証書再発行	1冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	1通につき	550円	窓口発行分
その他各種証明書発行	1通につき	550円	
取引履歴明細書発行(H15.11以降)	10枚まで	550円	11枚から1枚につき11円加算
取引履歴明細書発行(H15.11以前)	10枚まで	550円	11枚から1枚につき22円加算
地方公共団体税金納付取次	1枚につき	550円	
国債口座管理手数料	1口座1ヵ月につき	110円	

※定期貯金や普通口座等複数商品の取引履歴明細書発行依頼があった場合、商品ごとに料金表に基づき徴収する。

自動化機器による取引先手数料

(1) 農協内貯金ネット、県内農協貯金ネット、全国農協貯金ネットによる利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		農協内ネット(自店含む)	県内ネット	全国ネット
平日	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～18:00	無料	無料	無料
	18:00～21:00	無料	無料	無料
土曜日	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～14:00	無料	無料	無料
	14:00～21:00	無料	無料	無料
日曜	8:00～21:00	無料	無料	無料
祝(休)日	8:00～21:00	無料	無料	無料

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

(2) 業態間(MICS)提携、JFマリンバンク提携による利用

取引日および取引時間帯		支払・入金		
		業態間提携	うち三菱UFJ銀行	JFマリンバンク提携
平日	8:00～ 9:00	110円	8:00～ 8:45 110円	無料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00 無料	無料
	18:00～21:00	220円	110円	無料
土曜日	8:00～ 9:00	220円	110円	無料
	9:00～14:00	110円	110円	無料
	14:00～21:00	220円	110円	無料
日曜	8:00～21:00	220円	110円	無料
祝(休)日	8:00～21:00	220円	110円	無料

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

円貨両替手数料

両替枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1000枚	1001枚～
手数料	無料(1日通算)	330円	440円	550円(1000枚毎に330円加算)

※両替枚数は、持参現金の合計枚数か受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数となります。
 ※硬貨計測後に両替を取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。

金種指定入出金手数料・店頭硬貨紙幣整理手数料

入出金枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1000枚	1001枚～
手数料	無料(1日通算)	330円	440円	550円(1000枚毎に330円加算)

※入出金枚数は、持参現金の合計枚数か、受け取る合計枚数のいずれか多い方の枚数と致します。ただし、一万円札は取扱い枚数に含みません。また、国税、県税、市税、町税等納付の場合は手数料は無料となります。
 ※店頭硬貨紙幣整理手数料は、円硬貨紙幣を貯金口座にご入金（お振込みを含む）される場合の手数料です。
 ※硬貨計測後にご入金・お振込みを取りやめる場合も手数料をお支払いいただきます。

郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯	料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき 220円
	8:45～18:00	取引1件につき 110円
	18:00～21:00	取引1件につき 220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき 220円
	9:00～14:00	取引1件につき 110円
	14:00～21:00	取引1件につき 220円
日曜	8:00～21:00	取引1件につき 220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき 220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。
 (注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）が行われた場合の手数料

取引日および取引時間帯	料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき 220円
	8:45～18:00	取引1件につき 110円
	18:00～21:00	取引1件につき 220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき 220円
	9:00～14:00	取引1件につき 110円
	14:00～21:00	取引1件につき 220円
日曜	8:00～21:00	取引1件につき 220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき 220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。
 (注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

コンビニATM2社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM2社（㈱イーネット・㈱ローソン銀行）のATMを利用して現金の払い出し（支払取引）・預け入れ（入金取引）を行った場合の手数料

取引日および取引時間帯	料金基準	取引先手数料
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき 220円
	8:45～18:00	取引1件につき 110円
	18:00～21:00	取引1件につき 220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき 220円
	9:00～14:00	取引1件につき 110円
	14:00～21:00	取引1件につき 220円
日曜	8:00～21:00	取引1件につき 220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき 220円

(注1) 祝(休)日には、1月2日、1月3日を含みます。

(注2) 12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとします。

成年後見支援貯金にかかる手数料

商品	項目	手数料
成年後見支援貯金 (普通貯金) 成年後見支援貯金無利息型 (決済用)	口座開設手数料	11,000円
	口座管理手数料(年額)	無料
	その他手数料	振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、当組合所定の取扱手数料

未利用口座にかかる管理手数料

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料

商品	手数料
普通貯金口座(一般・総合・営農・子ども) 貯蓄貯金口座	年間1,320円

J A ネットバンク(個人向けインターネットバンキング)による取引手数料

月額手数料	無料					
振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	3万円未満	無料	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無料	無料	220円	220円	330円
振替手数料	無料					

法人J A ネットバンク(法人・個人事業主向けインターネットバンキング)による取引手数料

月額手数料	基本サービス		1,100円/月			
	基本サービス+データ伝送サービス		3,300円/月			
振込手数料・総合振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	3万円未満	無料	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
給与・賞与振込手数料	自店内	本支店間	県内系統	県外系統	他金融機関	
	1件あたり	無料	無料	110円	110円	330円

※基本サービス：残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込

※データ伝送サービス：総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会

貸出関係手数料

一 般 資 金			
対象資金：住宅関連資金以外の資金すべて。地公等・貯金担保・共済担保・農業制度資金、災害資金は無料			
項 目	料金基準	金 額	備 考
貸出事務手数料			
証書貸付	1 件	3,300円	カードローン証書化は無料
手形・当座貸越	1 件	3,300円	約定返済型への切替は無料
手形割引	1 件	1,100円	
債務保証	1 件	1,100円	
繰上返済			
一部繰上返済			
窓口扱い	1 回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
I B 扱い	1 回	無 料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1 件	3,300円	
実行日から10年超	1 件	無 料	
残存期間1年未満	1 件	無 料	
貸出条件変更手数料 ※変更日が同日で複数の条件変更を行う場合は1回			
金利の変更	1 回	6,600円	固定から変動、変動から固定への変更または金利引下げ等
その他の条件変更	1 回	6,600円	※一部の条件変更を除く
発行手数料			
残高証明書	1 通	550円	
融資見込証明書	1 通	5,500円	

住 宅 関 連 資 金			
対象資金：一般住宅資金、特別事業資金、J A 賃貸住宅ローン、J A 農泊ローン、J A 住宅ローン			
項 目	料金基準	金 額	備 考
貸出事務手数料			
証書貸付	1 件	33,000円	住宅ローン・住宅資金・特別事業資金・J A 賃貸・J A 農泊
繰上返済・貸出返済条件変更手数料			
一部繰上返済			
窓口扱い	1 回	6,600円	留保金の繰上返済は無料
I B 扱い	1 回	無 料	
全額繰上返済			
実行日から10年以内	1 件	6,600円	
実行日から10年超	1 件	無 料	
残存期間1年未満	1 件	無 料	
貸出条件変更手数料 ※変更日が同日で複数の条件変更を行う場合は1回			
金利の変更	1 回	6,600円	固定から変動、変動から固定への変更または金利引下げ等
住宅ローンの「固定変動選択型」の固定選択	1 回	6,600円	借入当初の固定選択時は無料
その他の条件変更	1 回	6,600円	※一部の条件変更を除く
発行手数料			
残高証明書	1 通	550円	
融資見込証明書	1 通	5,500円	
住宅取得控除証明書	1 通	無 料	

※各手数料は、消費税10%の税込表示となっております。

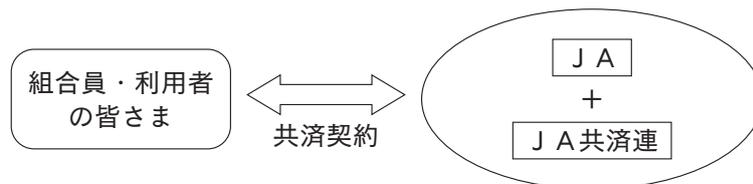
事業のご案内（共済事業）

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

事業のご案内（購買事業）

購買事業は、生産者（組合員）が必要とする資材について、J A ができるだけ安く、良質なものを安定供給しようとするもので、肥料、農薬、飼料、農機など、農業に必要な資材を供給する生産資材と食品や日用雑貨など生活資材を取り扱っております。

各組合員が個々に購入するのではなく、J A グループがスケールメリットを生かしてメーカーと交渉することで安全、良質な資材を仕入れ、組合員に安定供給しております。

事業のご案内（販売事業）

販売事業は、管内の農家が丹精込めて生産した農畜産物を出荷規格基準に基づき、首都圏および近郊市場をはじめとして共同販売や直売所等による地産地消の取り組みを行い、消費者の皆様へ安全で高品質、新鮮な農畜産物を提供することを目的とする事業です。今後とも、皆様に喜んでいただける、選んでいただける農畜産物の提供を心掛けて参ります。

また、「地産地消」の取組として、当 J A 直営の 8 直売所と管内 A コープ、ポケットファームときどき、地元スーパーのインショップ等へ生産農家直送の採れたて新鮮野菜を消費者へ提供を行っております。

さらに、最近注目を集めています、有機農業の取り組みによる「有機野菜」の生産拡大の取組、産地ブランド化による提供を進めて参ります。

事業のご案内（保管事業）

保管事業は、管内農家より集荷した米穀・麦類を販売するまでの期間、低温倉庫で品質の維持管理を行う事業です。

事業のご案内（加工事業）

加工事業は、「地産地消」「地元農産物の素材を活かした」をテーマに、管内農家が生産した農産物を主原料に、(味噌類・ジュース類・ジャム類・ジェラート・梅干し・餅類)を当JAの施設で加工製造を行っています。また、焼酎類・ゼリー類・「水戸の梅（ふくゆい）を主原料とした菓子類」を外部委託製造し、広く販売をしています。

農業経営に農産物の高付加価値を取り込むことで、農業所得向上・経営改善を図ることを目的とした事業です。

事業のご案内（利用事業）

利用事業は、農家が安定して営農が出来るよう共同利用施設（ライスセンター・育苗センター・集荷場・キュアリング施設等）を一定の利用料を受け入れることで、利用できる事業です。その他にも、葬祭、宅配、農業機械等の利用事業があります。

事業のご案内（指導事業）

農家が生産する農産物の栽培技術・栽培方法等、また、新品種導入等に係る情報提供など組合員の営農活動を支援する営農指導と、組合員や、地域のみなさまの豊かな暮らしづくりを支える生活指導の事業で、JA事業の基盤となる事業です。

特に営農指導事業は、農業経営全般の相談・指導など業務幅は広く ①農業生産技術指導 ②農業経営指導 ③部会等の組織育成強化 ④新規就農者育成支援強化 ⑤共同利用施設の運営・指導などがあります。

また、組合員への出向く活動強化のために、営農相談員を増員設置し「TAC」の愛称で情報提供・提案活動を継続的・積極的に行っています。

事業のご案内（その他の事業）

◇資産管理事業

組合員のより良い資産継承のために、管理を受託している賃貸物件については、幅広い広告媒体を通じて入居募集を展開しています。

◇旅行事業

お客様の要望に沿った企画旅行を提案し、安心して楽しんでいただき、思い出に残る旅行プランの提案をいたします。

協同会社

◇有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

有限会社ジェイエイ水戸グループサービスは、2002年6月に設立した当JAの子会社です。

Aコープ店舗事業を主要事業とし、組合員・利用者の皆さまに喜ばれる商品の提供に努めています。

法人名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資) 年月日	資本金 (出資金)	当組合出資 比率(%)
有限会社 ジェイエイ 水戸グループ サービス	東茨城郡城里町大字 石塚字杉合1146番地1 TEL 029-291-5137	Aコープ店舗事業(Aコープ常北、Aコープかつら)食堂運営(JAグループ茨城教育センター)	2002年 6月1日	9,000 千円	100 %

◇JA水戸アグリサポート株式会社

JA水戸アグリサポート株式会社は、2015年2月に設立した当JAの子会社です。

当JA管内において、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、耕作放棄地の発生が課題となっている状況を踏まえ、JAの施設利用事業の経営資源を最大限に活用し、組合員の設備投資や労力の負担軽減の一翼を担うため、JAを主体とする農業法人を設立し、地域農業の担い手として農業振興に取り組んでいます。

法人名	所在地・電話	主要事業内容	設立(出資) 年月日	資本金 (出資金)	当組合出資 比率(%)
JA水戸 アグリサポート 株式会社	水戸市渡里町3832番地 TEL 029-246-6222	農作業の受委託、 共同利用施設の運営管理、 農産物の生産販売	2015年 2月19日	9,900 千円	96 %

JAの概況・組織

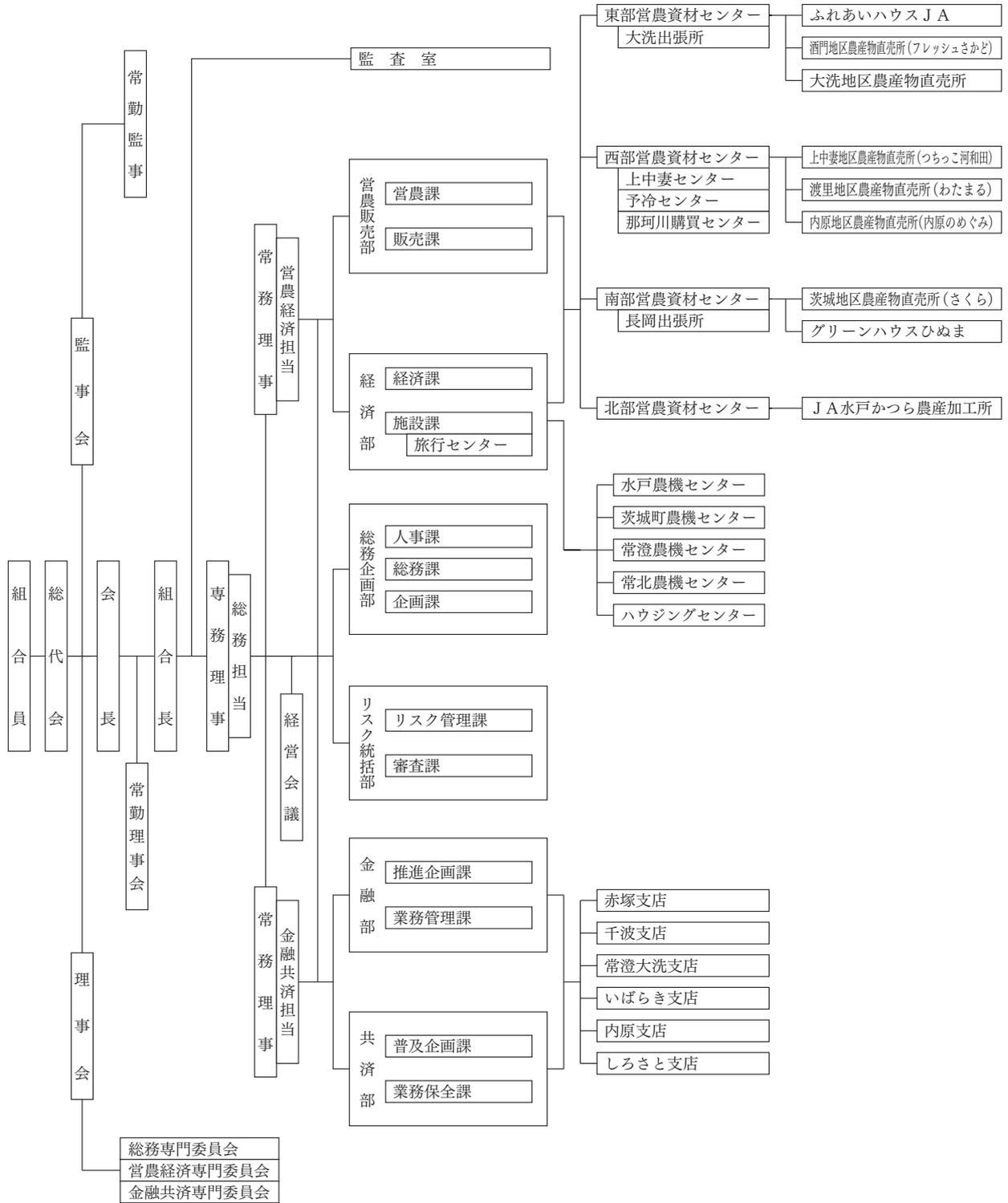
沿革（あゆみ）

時代年号	西 暦	月	日	主 な で き こ と
平成5年	(1993年)	8月	1日	水戸地域7JAが広域合併し、「水戸農業協同組合」（愛称：JA水戸）が発足
		8月	5日	JA水戸開所式
平成6年	(1994年)	8月	1日	初の特定優良賃貸住宅管理開始
平成7年	(1995年)	5月	15日	JA県経済連との共同施行により、JA祭典水戸がスタート
平成8年	(1996年)	8月	2日	ライフアドバイザーのふれあいLA進発式
		10月	11日	JA水戸のオリジナル米「水戸っ穂」がデビュー
		5月	14日	JA水戸改革を専門的に検討する組織再編特別委員会設置
平成9年	(1997年)	8月	14日	手づくりの郷かつらで、低カロリージェラート販売開始
		11月	17日	支店統合再編に向け検討する経営改善（アタック21）特別委員会設置
		8月	1日	合併5周年記念日（県下では45JA、うち広域JAは14）
平成10年	(1998年)	11月	1日	第1次支店の統合再編（上中妻、常北、かつらの3地区）
		3月	16日	初のJA水戸農業振興大会
平成11年	(1999年)	7月	1日	第2次支店の統合再編（渡里、常澄、内原の3地区）
		7月	15日	訪問介護サービスセンター（まごころ）開所式及びまごころカー出発式
		10月	1日	生産資材全般のJA水戸県域戸別配送オープンセレモニー
		11月	6日	渡里地区農産物直売所オープン
		6月	16日	生協店舗「コープフレール水戸」内に常設のJA水戸地場野菜直売所を開設
平成12年	(2000年)	6月	22日	新しい経営改善（アタック21）特別委員会設置
		7月	1日	第3次支店の統合再編（酒門、長岡の2地区・3ヵ年計画で支店の統合再編終了）
		11月	18日	上中妻地区農産物直売所（愛称：つちっこ河和田）オープン
平成13年	(2001年)	2月	20日	JA水戸オリジナル加工商品「水戸の三色干しいも」が登場
		11月	1日	合併後初の全組合員対象とした増資運動スタート
		11月	18日	酒門地区農産物直売所（愛称：フレッシュさかど）オープン
平成14年	(2002年)	2月	1日	JA水戸広報紙「協同の心」が2月号で第100号発行
		6月	1日	有限会社ジェイエイ水戸グループサービスが発足
		11月	30日	合併10周年記念式典
平成15年	(2003年)	7月	23日	JA水戸女性部設立総会
		9月	2日	本格的なJA水戸ホームページが開設
		10月	30日	女性部茨城支部フレッシュミズ設立総会
		11月	4日	信用オンラインシステム（JASTEM）が稼働
平成16年	(2004年)	1月	26日	かつら地区大豆乾燥施設竣工式
		2月	2日	新築の緑岡支店が営業開始
		2月	21日	大洗海・山直売センター「いきいき」オープン
平成17年	(2005年)	3月	25日	フードスクエアカスミ水戸赤塚店内に農産物直売所開設
		4月	26日	第12回通常総代会で合併後初の出資配当が可決に
		7月	1日	大洗町地域限定芋焼酎「大洗」を発売開始
		7月	29日	JA水戸女性大学開校
		12月	26日	JA水戸防犯パトロール出発式
平成18年	(2006年)	3月	31日	茨城地区農産物直売所（愛称：さくら）オープン
		7月	7日	内原地区農産物直売所（愛称：内原のめぐみ）オープン
		11月	17日	干しいも用のサツマイモを使った3種芋焼酎「一人笑」「二人笑」「三人笑」を発売
平成19年	(2007年)	2月	14日	初のJA水戸農産物直売所出荷者大会
平成20年	(2008年)	2月	1日	平成20年度定期人事異動に伴い、管理支援センター、総合サービスセンターを開設
		2月	6日	紫芋の新品種「九州137号」使った芋焼酎「華むら咲」を発売

平成20年	(2008年)	12月	8日	総合サービスセンター新店舗オープン
平成21年	(2009年)	2月	1日	貯金残高1,000億円達成記念式典
		5月	24日	水戸献血連合会総会で当組合の社会貢献活動が評価され、表彰状を授与
		12月	7日	ひめま営農資材センター新事務所がオープン
平成22年	(2010年)	8月	27日	コシヒカリ「J A水戸」が発売
平成23年	(2011年)	3月	24日	東日本大震災により被災された組合員を対象とした緊急融資の実施
		4月	29日	大洗地区農産物直売所リニューアルオープン
平成24年	(2012年)	4月	21日	いきいき健康づくりプロジェクトがスタート
		7月	2日	J A水戸合併20周年記念旅行
		10月	27日	第1回J A水戸ウォーキング大会
平成25年	(2013年)	7月	6日	J A水戸合併20周年記念式典
		9月	1日	総合ポイントサービス・直売所ポイントサービスがスタート
		10月	31日	内原播田実発電所通電式
平成26年	(2014年)	4月	24日	特別栽培米おにぎりを販売開始
		6月	14日	初代J A水戸・地域農業応援大使が活動開始
平成27年	(2015年)	1月	9日	「J A水戸オウエン」を商標登録
		2月	18日	J A水戸アグリサポート(株)が設立
		7月	9日	茨城町農業公社が設立
平成28年	(2016年)	5月	27日	茨城町産メロンをマレーシアに輸出開始
		8月	22日	1事業所1協同活動がスタート
		10月	22日	初の農業機械・農業資材合同展示会
平成29年	(2017年)	9月	1日	J A水戸農家の店しんしん内原店オープン
		10月	30日	常澄ライスセンター竣工式
平成30年	(2018年)	2月	7日	「水戸の柔甘ねぎ」がGI登録
		3月	22日	「水戸のねぎ」が県銘柄産地指定
令和元年	(2019年)	2月	16日	「水戸の柔甘ねぎ」「いばらきキッス」を首相官邸でPR
		5月	17日	茨城町産メロン「愛ちゃんメロン」が香港で店頭販売
令和2年	(2020年)	5月	25日	常北・かつら地区、茨城・ひめま地区、常澄・大洗地区の支店統廃合により、新たにしろさと支店・いばらき支店・常澄大洗支店がオープン
		11月	24日	南部営農資材センターにて資材館リニューアルオープン
令和3年	(2021年)	6月	8日	水戸市産 水戸乃梅「ふくゆい」出荷開始
		11月	14日	酒門支店と緑岡支店を統合し、千波支店として新設
令和4年	(2022年)	8月	24日	有機資材活用促進セミナーを開催
		12月	9日	酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」がリニューアルオープン
令和5年	(2023年)	6月	30日	「物流の2024年問題」に関する研修会を実施
		11月	27日	本店金融窓口と上中妻支店、渡里支店の統廃合により、新たに本店建屋内に赤塚支店がオープン
令和6年	(2024年)	1月	24日	有機農業研究会を設立
		2月	1日	広報誌「協同の心」電子版の配信開始
		11月	12日	冬季の組合員会議（対話集会）を初開催

機構図

(令和7年2月1日現在)



役員構成

(令和7年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	摘 要
代表理事会長	八木岡 努	渡里地区・総務専門委員
代表理事組合長	園部 優	渡里地区
代表理事専務（総務担当）	海老沢幸洋	ひぬま地区
常務理事（営農経済担当）	植木 隆一	実務精通役員
常務理事（金融共済担当）	宮田 清	実務精通役員・信用事業専任
常任理事（非常勤）	小沼 正男	大洗地区・常任理事委員長・総務専門委員
〃	和家 孝之	ひぬま地区・常任理事副委員長・金融共済専門委員
〃	大塚 茂	茨城地区・営農経済専門委員長
〃	大場 政義	内原地区・総務専門委員長
〃	小幡 利克	かつら地区・金融共済専門委員長
〃	河原井大介	常北地区・総務専門委員
〃	川原井正浩	上中妻地区・総務専門委員
〃	大谷 広城	常澄地区・営農経済専門副委員長
〃	小林 真一	緑岡地区・金融共済専門委員
〃	田寺 孝一	酒門地区・金融共済専門副委員長
理 事	清水 昭男	茨城地区・総務専門副委員長
〃	細谷 智宏	内原地区・金融共済専門委員
〃	秋山 稔	かつら地区・営農経済専門委員
〃	生井沢康代	常澄地区・金融共済専門委員
〃	小松崎陽子	上中妻地区・金融共済専門委員
〃	吉川 利弘	組合員組織代表（青年部）・営農経済専門委員
〃	山口麻衣子	常北地区・営農経済専門委員
〃	田口三智子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	小橋 長能	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	深作 勝久	組合員組織代表（生産部会）・営農経済専門委員
〃	綿引恵美子	組合員組織代表（女性部）・総務専門委員
〃	郡司 和彦	酒門地区・営農経済専門委員
〃	山崎 仁志	組合員組織代表（青年部）・金融共済専門委員
代表監事	藤咲 徹夫	員外
常勤監事	海野 雅文	実務精通役員
監 事	三村 信明	内原・常北・かつら地区
〃	栗橋 秀昭	緑岡・上中妻・渡里・酒門地区
〃	有田 和義	常澄・大洗・茨城・ひぬま地区

組合員数

(令和7年1月31日現在)
(単位：人・団体)

資格区分		令和5年度	令和6年度
正組合員数			
個人	男性	8,361	8,200
	女性	2,099	2,064
	計	10,460	10,264
法人		73	80
小計		10,533	10,344
准組合員数			
個人	男性	6,905	6,900
	女性	6,398	6,425
	計	13,303	13,325
法人または団体		107	111
小計		13,410	13,436
組合員総数			
個人	男性	15,266	15,100
	女性	8,497	8,489
	計	23,763	23,589
法人または団体		180	191
合計		23,943	23,780

組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数
協力委員	1,139
女性部	367
東部支部	67
西部支部	205
南部支部	28
北部支部	62
青年部	105
水戸支部	13
常澄支部	21
大洗支部	14
茨城支部	31
内原支部	14
城里支部	14
年金友の会	6,409
水戸支部	2,251
常澄支部	741
大洗支部	73
茨城町支部	1,254
内原支部	599
常北支部	935
かつら支部	556
資産管理研究会	31
生産部会代表者連絡協議会	11
農産物直売所連絡協議会	9
水戸地域農業振興連絡協議会	22
外国人実習生受入農家連絡会	23
アスパラガス生産部会	13
有機農業研究会	36

(令和7年1月31日現在)

水戸地区

(単位：人)

組織名	構成員数
水戸園芸部会	55
ニラ部	20
ニンジン部	14
カボチャ部	5
ナス部	20
水戸地区ねぎ生産部会	43
水戸地区ねぎ生産部会 柔甘ねぎ部	18
水戸地区白菜部会	10
梅生産部会	24
上中妻地区生産組合	76
酒門営農生産組合	10
上中妻地区農産物直売部会	202
渡里地区農産物直売部会	186
酒門地区農産物直売部会	161
カスミ赤塚店直販部会	78
水戸市肥育牛部会	9
上中妻地区水田農業構造改革対策推進協議会	7
渡里地区水田農業構造改革対策推進協議会	4
飯富地区水田農業構造改革対策推進協議会	14
上国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
下国井地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
田谷地区水田農業構造改革対策推進協議会	2
柳河地区水田農業構造改革対策推進協議会	5
緑岡地区水田農業構造改革対策推進協議会	17
常磐地区水田農業構造改革対策推進協議会	3
水戸市農業用プラスチック処理協議会	136
水戸市労災保険特別加入組合	316

大洗地区 (単位：人)

組織名	構成員数
大洗そ菜連合会	16
大洗甘藷生産部会	15
東部大洗苺生産部会	5
大洗地区農産物直売部会	91

茨城町地区 (単位：人)

組織名	構成員数
茨城町生産部会連絡協議会	24
茨城町いちご生産部会	15
茨城町人参部会	22
茨城町甘藷部会	20
茨城町加工馬鈴薯部会	42
茨城町メロン部会	38
茨城町こだわりメロン研究部	9
茨城町加工トマト生産部会	12
茨城町三つ葉部会	6
茨城町栗生産部会	28
茨城町ニラ生産部会	21
茨城町ミニトマト部会	27
茨城町葉物部会	87
茨城町アールスメロン部会	8
ひぬま産直部会	15
茨城町肥育牛部会	3
茨城町キャベツ生産部会	23
茨城地区農産物直売部会	157
カスミ水戸南店直販部会	35
茨城町銘柄確立推進協議会	13
茨城町農業労災保険特別加入組合	57
茨城町麦・大豆作付集落連絡協議会	15

内原地区 (単位：人)

組織名	構成員数
内原イチゴ生産部会	9
内原加工ナス部会	3
内原地区農産物直売部会	157
杉崎町営農組合	96
小林町営農組合	53
中原営農組合	40
播田実営農組合	70

常澄地区 (単位：人)

組織名	構成員数
常澄地区園芸部会連絡協議会	37
東部常澄苺生産部会	9
東部蔬菜生産部会	7
常澄胡瓜生産部会	7
常澄南ハウス園芸生産部会	2
常澄トルコギキョウ販売部会	5
常澄ふれあいハウス直売部会	124
常澄ブランド米栽培研究会	13
常澄地区水稻農業航空防除隊	14

常北地区 (単位：人)

組織名	構成員数
常北地区生産部会連絡協議会	12
常北加工バレイショ部会	5
常北地区加工ナス部会	3
常北施設園芸部会	5
ナス部会 (※)	6
北部生姜部会	30
ニラ部会 (※)	5
しろさと直売部会	146
古内茶生産組合	8
じょうほくそば組合	5
和牛改良組合	7
常北地区環境にやさしい米づくり部会	14

※水戸園芸部会に所属

かつら地区 (単位：人)

組織名	構成員数
生産者連絡協議会	13
かつら採種部会	26
フローラネット城里	6
和牛改良組合	4
城里常陸大黒研究会	8
城里町茄子出荷部会	14
桂地区農林水田病虫害防除運営委員会	16

当JAの組合員組織を記載しています。

地区一覧

(令和7年5月1日現在)

当組合の地区は、茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町の内、大字石塚、大字那珂西、大字上泉、大字増井、大字磯野、大字上入野、大字上青山、大字下青山、大字春園、大字小坂、大字勝見沢、大字上古内、大字下古内、大字上坏、大字下坏、大字粟、大字北方、大字高久、大字錫高野、大字孫根、大字岩船、大字高根、大字阿波山、大字下阿野沢、大字上阿野沢、大字御前山、大字高根台が区域となっています。

店舗等のご案内

★印がATM併設店舗です。

●本店

(令和7年5月1日現在)

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
本店	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111(代)	254-9370(代)
監査室	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5114	254-9370
総務企画部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5111	254-9370
リスク統括部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5115	254-9370
営農販売部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9353	254-9373
経済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9354	254-9373
金融部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5116	254-9371
共済部	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-5117	254-9371
旅行センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9352	350-6155

●支 店

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
赤塚支店★	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-7935	350-5760
千波支店★	310-0851	水戸市千波町1867	241-2711	241-2712
常澄大洗支店★	311-1115	水戸市大串町1203	269-2446	269-2836
いばらき支店★	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-0011	292-0936
内原支店★	319-0317	水戸市内原1-210	259-2308	259-3878
しろさと支店★	311-4303	東茨城郡城里町石塚572-1	288-2067	288-2049

●ATM

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	管理元店舗
J A全農いばらきATM	311-3155	東茨城郡茨城町下土師1950	292-0011	いばらき支店
大洗出張所ATM	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	269-2446	常澄大洗支店
南部営農資材センターATM	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	292-0011	いばらき支店
北部営農資材センターATM	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	288-2067	しろさと支店
酒門地区農産物直売所ATM	310-0841	水戸市酒門町1358-1	241-2711	千波支店
上中妻センターATM	311-4143	水戸市大塚町1261-3	254-7935	赤塚支店
渡里地区農産物直売所ATM	310-0902	水戸市渡里町2929	254-7935	赤塚支店

●営農資材センター

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
東部営農資材センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-2430	269-2185
大洗出張所	311-1313	東茨城郡大洗町成田町208	266-2663	266-2249
西部営農資材センター(上中妻センター)	311-4143	水戸市大塚町1261-3	251-8621	251-8564
予冷センター	311-4155	水戸市飯島町1309-4	252-2525	255-5116
那珂川購買センター	311-4206	水戸市飯富町4436-1	229-7391	229-7312
J A水戸農家の店しんしん内原店	319-0317	水戸市内原1-210	257-0501	257-0502
南部営農資材センター	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-1	293-6166	293-6119
長岡出張所	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-1313	292-0064
北部営農資材センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2712	289-4307

●農機センター

事業所名	郵便番号	住 所	T E L	F A X
水戸農機センター	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9359	252-2076
常澄農機センター	311-1115	水戸市大串町1203	269-3727	240-5009
茨城町農機センター	311-3116	東茨城郡茨城町長岡1263	292-6054	292-6184
常北農機センター	311-4303	東茨城郡城里町石塚580-1	288-7062	303-6632

●ハウジングセンター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
ハウジングセンター	310-0805	水戸市中央1-6-32	350-1800	350-1801

●祭典センター

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
祭典センター（本社）	319-0206	笠間市安居字下平2700-1	0299-45-8001	0299-37-6462
祭典センター（赤塚）	311-4141	水戸市赤塚2-27	254-9357	252-2536
東水戸ホール	310-0836	水戸市元吉田町1521-5	247-5942	304-1110
おくのやホール	311-3156	東茨城郡茨城町奥谷1883	219-0983	219-0133
中央水戸ホール	310-0851	水戸市千波町2770-43	297-7722	297-7725
城里ホール	311-4303	東茨城郡城里町石塚1694	291-4194	291-4193

●農産物直売所

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
ふれあいハウス」A	311-1132	水戸市東前町690	269-5267	269-5267
グリーンハウスひぬま	311-3138	東茨城郡茨城町城之内684-26	293-6606	293-6606
上中妻地区農産物直売所「つちっこ河和田」	311-4153	水戸市河和田町3008	254-5025	254-5025
渡里地区農産物直売所「渡里のマルシェ『わたまる』」	310-0902	水戸市渡里町2929	231-2544	231-2544
酒門地区農産物直売所「フレッシュさかど」	310-0841	水戸市酒門町1358-1	247-0055	247-0055
大洗地区農産物直売所 （大洗海・山直売センター「いきいき」内）	311-1301	東茨城郡大洗町磯浜町8253-18	266-0831	266-0831
茨城地区農産物直売所「さくら」	311-3114	東茨城郡茨城町大戸3425-8	219-0330	219-0335
内原地区農産物直売所「内原のめぐみ」	319-0317	水戸市内原1-210	259-3666	259-3666

●農業関連施設・加工所

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
上中妻ライスセンター	311-4155	水戸市飯島町1309	254-8611	254-8611
那珂川流域ライスセンター	310-0902	水戸市渡里町3827-1	228-0005	228-0005
常北ライスセンター	311-4311	東茨城郡城里町増井1501-2	288-4599	288-4599
常澄ライスセンター	311-1114	水戸市塩崎町1200-2	297-2237	297-2237
内原ライスセンター	319-0323	水戸市鯉淵町3486-2	259-3378	259-3378
内原育苗センター	319-0323	水戸市鯉淵町5113-82	259-6588	259-6588
城之内集出荷場	311-3138	東茨城郡茨城町城之内673	293-9770	293-9775
かつら農産加工所	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653-1	289-4547	289-4547
かつら種子センター	311-4344	東茨城郡城里町阿波山653	289-4705	289-4705

●(有)ジェイエイ水戸グループサービス

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本社	311-4303	東茨城郡城里町石塚1146-1	291-5137	291-5138
Aコープ常北	311-4303	東茨城郡城里町石塚1157	288-3334	288-3335
Aコープかつら	311-4344	東茨城郡城里町阿波山2737	289-2880	289-4416

●JA水戸アグリサポート(株)

事業所名	郵便番号	住所	TEL	FAX
本社	310-0902	水戸市渡里町3832	246-6222	246-6303

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。（令和7年5月1日現在）

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年5月1日現在）所在地：東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

役員等の報酬体系

役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	53	4

対象役員 (注1) に対する報酬等

(注1) 対象役員は、理事41名、監事8名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額 (引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額) によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上していません。

職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるものうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

- (注2)「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。
- (注3)「同等額」は、令和６年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- (注4) 令和６年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和5年度 (令和6年1月31日現在)	令和6年度 (令和7年1月31日現在)
1. 信用事業資産	141,392,411	141,114,684
(1) 現金	561,221	570,974
(2) 預金	100,299,235	99,176,143
系統預金	100,283,652	99,162,482
系統外預金	15,583	13,660
(3) 有価証券	1,692,628	2,605,750
国債	1,692,628	2,605,750
(4) 貸出金	38,271,894	38,297,324
(5) その他の信用事業資産	611,508	566,885
未収収益	584,509	540,514
その他の資産	26,998	26,370
(6) 貸倒引当金	▲44,075	▲102,394
2. 共済事業資産	1,138	930
(1) その他の共済事業資産	1,138	930
3. 経済事業資産	1,242,981	1,276,626
(1) 経済事業未収金	655,583	662,859
(2) 経済受託債権	14,937	11,598
(3) 棚卸資産	502,085	529,256
購買品	296,236	269,676
販売品 (米)	156,295	211,772
宅地等	30,950	30,950
その他棚卸資産	18,604	16,857
(4) その他の経済事業資産	109,069	108,035
(5) 貸倒引当金	▲38,695	▲35,123
4. 雑資産	324,955	310,630
(1) 雑資産	324,955	310,630
5. 固定資産	5,096,781	5,071,062
(1) 有形固定資産	5,090,420	5,065,401
建物	4,409,045	4,454,315
機械装置	1,200,551	1,234,124
土地	3,664,372	3,650,227
その他の有形固定資産	728,232	736,513
減価償却累計額	▲4,911,780	▲5,009,779
(2) 無形固定資産	6,360	5,660
その他の無形固定資産	6,360	5,660
6. 外部出資	3,534,000	3,534,000
(1) 外部出資	3,534,000	3,534,000
系統出資	3,319,410	3,319,410
系統外出資	196,090	196,090
子会社等出資	18,500	18,500
7. 繰延税金資産	154,406	181,199
資産の部合計	151,746,675	151,489,133

(単位：千円)

負債の部	令和5年度（令和6年1月31日現在）	令和6年度（令和7年1月31日現在）
1. 信用事業負債	140,777,476	140,523,095
(1) 貯金	139,606,997	140,318,801
(2) 借入金	1,008,640	5,109
(3) その他の信用事業負債	161,839	199,185
未払費用	9,887	37,720
その他の負債	151,951	161,465
2. 共済事業負債	561,773	487,802
(1) 共済資金	315,135	240,146
(2) 未経過共済付加収入	246,616	247,656
(3) その他の共済事業負債	21	—
3. 経済事業負債	652,843	750,537
(1) 経済事業未払金	351,189	463,008
(2) 経済受託債務	161,350	156,580
(3) その他の経済事業負債	140,303	130,947
4. 雑負債	501,524	451,623
(1) 未払法人税等	95,560	76,384
(2) 資産除去債務	23,770	23,770
(3) その他の負債	382,193	351,477
5. 諸引当金	372,211	345,823
(1) 賞与引当金	31,063	33,270
(2) 退職給付引当金	135,510	128,835
(3) 役員退職慰労引当金	23,782	17,431
(4) 子会社支援引当金	181,855	166,285
6. 再評価にかかる繰延税金負債	727,120	723,230
負債の部合計	143,592,948	143,282,121
純資産の部		
1. 組合員資本	6,358,790	6,450,894
(1) 出資金	3,267,417	3,199,909
(2) 利益剰余金	3,159,219	3,309,256
利益準備金	1,346,654	1,416,654
その他利益剰余金	1,812,565	1,892,601
税効果調整積立金	137,669	137,669
経営基盤安定化積立金	600,000	600,000
事業再構築積立金	658,000	847,000
営農経済事業積立金	50,000	50,000
当期末処分剰余金	366,895	257,932
(うち当期剰余金)	(228,861)	(171,707)
(3) 処分未済持分	▲67,846	▲58,271
2. 評価・換算差額金	1,794,935	1,756,117
(1) その他有価証券評価差額金	▲55,487	▲84,049
(2) 土地再評価差額金	1,850,422	1,840,167
純資産の部合計	8,153,726	8,207,012
負債及び純資産の部合計	151,746,675	151,489,133

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度(令和5年2月1日から令和6年1月31日)		令和6年度(令和6年2月1日から令和7年1月31日)	
1. 事業総利益		2,470,710		2,395,375
事業収益		6,407,449		6,559,035
事業費用		3,936,739		4,163,660
(1) 信用事業収益		1,056,524		1,060,688
資金運用収益	959,117		975,375	
(うち預金利息)	(550,406)		(506,936)	
(うち有価証券利息)	(11,498)		(21,871)	
(うち貸出金利息)	(361,077)		(352,033)	
(うちその他受入利息)	(36,134)		(94,533)	
役務取引等収益	37,937		38,206	
その他事業直接収益	8,595		-	
その他経常収益	50,874		47,105	
(2) 信用事業費用		160,405		234,948
資金調達費用	21,528		62,183	
(うち貯金利息)	(18,632)		(60,877)	
(うち給付補填備金繰入)	(567)		(541)	
(うちその他支払利息)	(2,329)		(764)	
役務取引等費用	12,774		12,268	
その他事業直接費用	7,002		-	
その他経常費用	119,100		160,497	
(うち貸倒引当金繰入額)	(9,216)		(58,318)	
(うち貸倒引当金戻入額)	(-)		(-)	
(うち貸出金償却)	(2,107)		(-)	
信用事業総利益		896,119		825,739
(3) 共済事業収益		694,717		681,584
共済付加収入	640,806		622,779	
その他の収益	53,910		58,805	
(4) 共済事業費用		39,630		39,685
共済推進費	15,654		17,148	
共済保全費	6,827		7,010	
その他の費用	17,147		15,526	
共済事業総利益		655,086		641,899
(5) 購買事業収益		3,326,231		3,504,719
購買品供給高	3,181,135		3,352,249	
購買手数料	32,028		35,603	
修理サービス料	79,919		84,225	
その他の収益	33,147		32,639	
(6) 購買事業費用		2,837,935		2,995,130
購買品供給原価	2,750,651		2,919,487	
購買品供給費	35,659		32,897	
修理サービス費	29,153		32,539	
その他の費用	22,471		10,207	
(うち貸倒引当金繰入額)	(11,659)		(-)	
(うち貸倒損失)	(-)		(▲3,762)	
購買事業総利益		488,296		509,588
(7) 販売事業収益		743,825		684,798
販売品販売高	443,036		413,938	
販売手数料	240,514		244,467	
その他の収益	60,273		26,392	
(8) 販売事業費用		507,578		482,518
販売品販売原価	307,957		301,433	
販売費	143,578		145,919	
その他の費用	56,043		35,165	
販売事業総利益		236,246		202,279
(9) 保管事業収益		23,432		21,470
(10) 保管事業費用		9,445		8,633
保管事業総利益		13,986		12,837

(単位：千円)

科 目	令和5年度(令和5年2月1日から令和6年1月31日)		令和6年度(令和6年2月1日から令和7年1月31日)	
(1) 加工事業収益		31,168		32,184
(2) 加工事業費用		17,389		21,272
加工事業総利益			13,779	10,911
(13) 利用事業収益		190,697		189,989
(14) 利用事業費用		91,546		88,892
利用事業総利益			99,151	101,096
(15) 宅地等供給事業収益		28,334		28,080
(16) 宅地等供給事業費用		5,383		5,005
宅地等供給事業総利益			22,950	23,075
(17) その他事業収入		307,155		355,041
(18) その他事業支出		252,211		280,678
その他事業総利益			54,944	74,363
(19) 指導事業収入		27,477		29,197
(20) 指導事業支出		37,329		35,614
指導事業収支差額			▲9,851	▲6,417
2. 事業管理費			2,200,050	2,228,365
(1) 人件費	1,604,269			1,621,809
(2) 業務費	193,209			194,553
(3) 諸税負担金	55,245			52,816
(4) 施設費	344,709			356,930
(5) その他事業管理費	2,616			2,255
事業利益			270,660	167,009
3. 事業外収益			202,927	177,851
(1) 受取雑利息	2,997			2,804
(2) 受取出資配当金	64,076			66,104
(3) 賃貸料	35,247			34,781
(4) 売電収益	69,892			66,377
(5) 雑収入	30,712			7,783
4. 事業外費用			83,526	72,258
(1) 寄付金	1,058			641
(2) 賃貸関連費用	19,166			18,216
(3) 売電費用	27,932			33,374
(4) 雑損失	35,369			20,025
経常利益			390,060	272,602
5. 特別利益			1,178	2,814
(1) 固定資産処分益	1,178			-
(2) 一般補助金	-			2,814
6. 特別損失			67,330	33,675
(1) 固定資産処分損	11,129			1,308
(2) 固定資産圧縮損	-			2,814
(3) 減損損失	55,701			29,553
(4) その他の特別損失	499			-
税引前当期利益			323,908	241,741
法人税、住民税及び事業税	108,644			89,882
法人税等調整額	▲13,597			▲19,848
法人税等合計額			95,047	70,033
当期剰余金			228,861	171,707
前期繰越剰余金	72,335			75,969
遡及処理後当期首繰越剰余金			72,335	75,969
税効果調整積立金取崩額			5,241	-
土地再評価差額金取崩額			60,457	10,255
当期末処分剰余金			366,895	257,932

(注) 「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

注記表

令和5年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所（販売事業・その他事業）

当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 158,716千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 55,701千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,770千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は843,936千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	384,865千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,788千円
子会社等に対する金銭債務の総額	255,681千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額	14,714千円
---------------	----------

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,491千円、危険債権額は194,378千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は243,869千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,672,137千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	54,283千円
うち事業取引高	37,095千円
うち事業取引以外の取引高	17,187千円
② 子会社等との取引による費用総額	159,280千円
うち事業取引高	159,280千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
あくつ集荷場	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、あくつ集荷場については賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
あくつ集荷場	4,582千円	4,283千円	298千円
旧常澄SS跡地	103千円	103千円	—
旧上中妻支店	22,898千円	19,136千円	3,761千円
旧渡里支店	28,118千円	22,550千円	5,567千円
合 計	55,701千円	46,074千円	9,626千円

④ 回収可能価額の算定方法

○あくつ集荷場、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

○旧上中妻支店、旧渡里支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、

資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が33,851千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	100,299,235	100,281,769	▲17,465
有価証券			
満期保有目的の債券	979,768	955,050	▲24,718
その他有価証券	712,860	712,860	—
貸出金	38,271,894		
貸倒引当金（*1）	▲44,075		
貸倒引当金控除後	38,227,818	38,194,583	▲33,235
資産計	140,219,682	140,144,262	▲75,419
貯 金	139,606,997	139,511,858	▲95,138
負債計	139,606,997	139,511,858	▲95,138

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,534,000
合 計	3,534,000

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	100,299,235	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,000,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、*2）	2,422,023	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	28,216,801
合 計	102,721,258	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	30,016,801

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）250,635千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等169,606千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	125,337,123	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-
合 計	125,337,123	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	198,458	201,160	2,701
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	781,309	753,890	▲27,419
合 計		979,768	955,050	▲24,718

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	712,860	789,393	▲76,533
合 計		712,860	789,393	▲76,533

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 権	297,562	8,580	▲7,002
合 計	297,562	8,580	▲7,002

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,678千円
退職給付費用	77,056千円
退職給付の支払額	▲13,569千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲57,030千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	135,510千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,357,200千円
特定退職金共済制度	▲800,350千円
確定給付型年金制度	▲421,339千円
未積立退職給付債務	135,510千円
退職給付引当金	135,510千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	77,056千円
退職給付費用	77,056千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,006千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,823千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

未収利息	3,509千円
生産部会助成金	32,244千円
年度未賞与	12,982千円
年度未賞与対応未払社会保険料	2,051千円
賞与引当金	8,542千円
賞与対応未払社会保険料	1,401千円
役員退職慰労引当金	6,540千円
特例業務負担金引当金	50,010千円
減価償却（減損損失分）	18,632千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	6,398千円
退職給付引当金	37,265千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	21,046千円
その他	1,325千円
繰延税金資産小計	231,502千円
評価性引当額	▲72,785千円
繰延税金資産合計（A）	158,716千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲4,093千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,310千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 154,406千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.7
住民税均等割額	1.7
評価性引当額の増減	0.6
その他	▲0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状

回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,166千円
見積り変更による増加額	<u>15,604千円</u>
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は644,103千円です。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
 - ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑧ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。
 - (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。
 - ② 米共同計算
当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。
そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。
また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。
県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を

減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 185,312千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 29,553千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画を基礎として算出しており、事業計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 137,517千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は846,750千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	387,679千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しております。

- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 2,347千円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 239,494千円 |
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
- | | |
|---------------|----------|
| 理事に対する金銭債権の総額 | 32,657千円 |
|---------------|----------|
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は52,490千円、危険債権額は280,082千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は332,573千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,670,594千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	49,188千円
うち事業取引高	32,557千円
うち事業取引以外の取引高	16,631千円
② 子会社等との取引による費用総額	154,799千円
うち事業取引高	154,799千円

- (2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本的にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧西郷支店跡地	太陽光売電用資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧西郷支店跡地については太陽光売電用資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧西郷支店跡地	5,599千円	5,599千円	—
旧上中妻支店	555千円	—	555千円
旧渡里支店	23,353千円	8,500千円	14,852千円
旧常澄SS跡地	46千円	46千円	—
合 計	29,553千円	14,145千円	15,407千円

④ 回収可能価額の算定方法

- 旧西郷支店跡地の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.96%です。
- 旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に

報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債権、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,163千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	99,176,143	98,979,048	▲197,094
有価証券			
満期保有目的の債券	1,931,700	1,829,080	▲102,620
その他有価証券	674,050	674,050	—
貸出金	38,297,324		
貸倒引当金（*1）	▲102,394		
貸倒引当金控除後	38,194,930	37,918,205	▲276,724
資産計	139,976,824	139,400,383	▲576,440
貯 金	140,318,801	139,910,202	▲408,599
負債計	140,318,801	139,910,202	▲408,599

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額
外部出資		3,534,000
合 計		3,534,000

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	99,176,143	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,000,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、2）	2,392,635	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	28,232,335
合 計	101,568,778	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	31,032,335

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）224,572千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等147,651千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	123,105,158	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	-
合 計	123,105,158	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	1,931,700	1,829,080	▲102,620
合 計		1,931,700	1,829,080	▲102,620

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	674,050	789,980	▲115,930
合 計		674,050	789,980	▲115,930

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	135,510千円
退職給付費用	75,079千円
退職給付の支払額	▲11,138千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲54,991千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	128,835千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,308,793千円
特定退職金共済制度	▲782,523千円
確定給付型年金制度	▲397,434千円
未積立退職給付債務	128,835千円
退職給付引当金	128,835千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	75,079千円
退職給付費用	75,079千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,760千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,380千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,887千円
未収利息	4,839千円
生産部会助成金	44,182千円
年度末賞与	13,000千円
年度末賞与対応未払社会保険料	2,039千円
賞与引当金	9,149千円
賞与対応未払社会保険料	1,498千円
役員退職慰労引当金	4,793千円
特例業務負担金引当金	45,728千円
減価償却（減損損失分）	21,530千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	5,388千円
退職給付引当金	35,429千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	31,880千円
その他	1,486千円

繰延税金資産小計	256,385千円
評価性引当額	<u>▲71,073千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	185,312千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	<u>▲3,896千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>▲4,112千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	181,199千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.8
住民税均等割額	2.2
機械等の特別控除	▲0.9
中小法人等に対する軽減税率	▲0.1
評価性引当額の増減	▲0.7
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	<u>23,770千円</u>
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は599,158千円です。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	366,895,506	257,932,175
合 計	366,895,506	257,932,175
任意積立金取崩額	11,000,000	15,000,000
事業再構築積立金取崩額	11,000,000	15,000,000
剰余金処分額	301,926,485	197,155,576
利益準備金	70,000,000	50,000,000
任意積立金	200,000,000	115,761,565
うち目的積立金	200,000,000	115,761,565
(税効果調整積立金)	(-)	(15,761,565)
(経営基盤安定化積立金)	(-)	(-)
(事業再構築積立金)	(200,000,000)	(50,000,000)
(営農経済事業積立金)	(-)	(50,000,000)
出資配当金	31,926,485	31,394,011
普通出資による配当金	31,926,485	31,394,011
次期繰越剰余金	75,969,021	75,776,599

注1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合

令和5年度	1.0%
令和6年度	1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	目的及び取り崩し基準	積立目標金額	令和5年度末残高	令和6年度末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立てるものとする。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		137,669	137,669
経営基盤安定化積立金	健全な経営基盤強化及び自己資本の充実を図るために必要な資金を積立てるものとする。各事業において大幅な費用、損失が発生した場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	600,000	600,000	600,000
事業再構築積立金	事業再構築のために必要な固定資産の取得・処分・修繕及び減損処理の財源として積立を行う。取り崩しは、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	1,000,000	658,000	847,000
営農経済事業積立金	営農経済・買取販売から生じたリスクに対し、経営の健全性、安定的な財政基盤のために積立を行う。取り崩しは理事会の決議により必要と認められた額を取り崩すものとする。	500,000	50,000	50,000

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和5年度	12,000,000円
令和6年度	9,000,000円

部門別損益計算書

令和5年度

(単位：千円)

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,429,565	1,056,524	694,717	4,217,270	433,644	27,409	
事業費用	②	3,958,855	160,405	39,630	3,430,215	305,876	22,727	
事業総利益	③=①-②	2,470,710	896,119	655,086	787,054	127,768	4,681	
事業管理費	④	2,200,050	585,746	601,921	816,874	115,886	79,621	
(うち減価償却費)	⑤	(89,931)	(26,440)	(24,390)	(32,029)	(4,705)	(2,365)	
(うち人件費)	⑤'	(1,604,269)	(425,702)	(439,045)	(596,432)	(84,549)	(58,539)	
うち共通管理費	⑥		106,676	98,403	129,245	18,976	9,542	▲362,845
(うち減価償却費)	⑦		(26,440)	(24,389)	(32,033)	(4,703)	(2,365)	(▲89,931)
(うち人件費)	⑦'		(61,007)	(56,275)	(73,913)	(10,852)	(5,457)	(▲207,506)
事業利益	⑧=③-④	270,660	310,372	53,164	▲29,819	11,881	▲74,940	
事業外収益	⑨	202,927	53,030	54,969	76,706	10,791	7,429	
うち共通分	⑩		7,632	7,040	9,247	1,357	682	▲25,961
事業外費用	⑪	83,526	24,526	22,656	29,765	4,370	2,208	
うち共通分	⑫		24,286	22,402	29,424	4,320	2,172	▲82,605
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	390,060	338,877	85,477	17,121	18,302	▲69,719	
特別利益	⑭	1,178	311	322	439	62	43	
うち共通分	⑮		44	41	54	7	4	▲152
特別損失	⑯	67,330	19,448	18,290	24,169	3,526	1,895	
うち共通分	⑰		16,818	15,513	20,376	2,991	1,504	▲57,204
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	323,908	319,741	67,509	▲6,608	14,838	▲71,571	
営農指導事業分配賦額	⑲		21,557	19,947	26,216	3,850	▲71,571	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	323,908	298,183	47,562	▲32,825	10,987		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

令和6年度

(単位：千円)

区 分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,587,755	1,060,688	681,584	4,296,899	519,755	28,827	
事業費用	②	4,192,380	234,958	39,685	3,520,150	375,696	21,889	
事業総利益	③=①-②	2,395,375	825,729	641,899	776,749	144,059	6,937	
事業管理費	④	2,228,365	563,763	565,231	873,110	137,595	88,665	
(うち減価償却費)	⑤	(89,427)	(24,968)	(23,054)	(33,320)	(5,472)	(2,611)	
(うち人件費)	⑤'	(1,621,809)	(408,989)	(411,160)	(636,418)	(100,202)	(65,038)	
うち共通管理費	⑥		107,482	99,243	143,437	23,559	11,240	▲384,964
(うち減価償却費)	⑦		(24,968)	(23,054)	(33,320)	(5,472)	(2,611)	(▲89,427)
(うち人件費)	⑦'		(62,546)	(57,752)	(83,469)	(13,709)	(6,541)	(▲224,018)
事業利益	⑧=③-④	167,009	261,966	76,667	▲96,360	6,464	▲81,727	
事業外収益	⑨	177,851	44,178	44,590	70,818	11,112	7,152	
うち共通分	⑩		6,795	6,275	9,069	1,489	710	▲24,340
事業外費用	⑪	72,258	20,156	18,625	26,936	4,422	2,117	
うち共通分	⑫		20,020	18,485	26,717	4,388	2,093	▲71,705
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	272,602	285,988	102,632	▲52,479	13,154	▲76,692	
特別利益	⑭	2,814	706	712	1,106	173	114	
うち共通分	⑮		108	100	145	23	11	▲389
特別損失	⑯	33,675	9,285	8,663	12,632	2,063	1,030	
うち共通分	⑰		8,410	7,765	11,223	1,843	879	▲30,123
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	241,741	277,408	94,681	▲64,005	11,264	▲77,608	
営農指導事業分配賦額	⑲		22,258	20,605	29,848	4,897	▲77,608	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	241,741	255,150	74,076	▲93,853	6,367		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	7,871	7,602	6,297	6,429	6,587
信用事業収益	1,020	1,029	1,042	1,056	1,060
共済事業収益	793	757	726	694	681
農業関連事業収益	4,782	4,610	3,995	4,217	4,296
その他事業収益	1,275	1,205	532	461	548
経常利益	387	380	347	390	272
当期剰余金	269	272	104	228	171
出資金	3,299	3,301	3,312	3,267	3,199
(出資口数)	(3,299,776口)	(3,301,929口)	(3,312,512口)	(3,267,417口)	(3,199,909口)
純資産額	7,791	8,026	8,017	8,153	8,207
総資産額	152,673	159,800	158,094	151,746	151,489
貯金等残高	140,129	147,163	145,633	139,606	140,318
貸出金残高	32,835	38,047	39,110	38,271	38,297
有価証券残高	102	200	1,093	1,692	2,605
剰余金配当金額	32	32	32	31	31
出資配当金	32	32	32	31	31
事業利用分量配当金	—	—	—	—	—
職員数	401人	404人	381人	378人	373
単体自己資本比率	11.94%	12.01%	12.44%	14.14%	15.19%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	937	913	▲24
役務取引等収支	25	25	0
その他信用事業収支	▲66	▲113	▲47
信用事業粗利益	953	939	▲14
(信用事業粗利益率)	(0.69%)	(0.67%)	(▲0.02%)
事業粗利益	2,551	2,517	▲34
(事業粗利益率)	(1.70%)	(1.67%)	(▲0.03%)
事業純益	351	263	▲88
実質事業純益	351	289	▲62
コア事業純益	335	289	▲46
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	335	289	▲46

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	138,534	959	0.69%	138,951	975	0.70%
うち預金	98,309	586	0.60%	98,229	601	0.61%
うち有価証券	1,268	11	0.91%	2,187	21	1.00%
うち貸出金	38,956	361	0.93%	38,534	352	0.91%
資金調達勘定	138,809	21	0.02%	139,296	62	0.04%
うち貯金・定期積金	137,798	19	0.01%	138,743	61	0.04%
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,010	—	—	553	—	—
経費率			0.42%			0.40%
総資金利ざや			0.25%			0.26%

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	▲18	16
うち預金	▲18	14
うち有価証券	6	10
うち貸出金	▲6	▲9
支払利息	▲2	42
うち貯金・定期積金	▲2	42
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	▲16	▲25

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.26%	0.18%	▲0.08%
資本経常利益率	4.84%	3.33%	▲1.51%
総資産当期純利益率	0.15%	0.11%	▲0.04%
資本当期純利益率	2.84%	2.10%	▲0.74%

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減	
貯貸率	期末	27.41%	27.29%	▲0.12%
	期中平均	28.27%	27.77%	▲0.50%
貯証率	期末	1.21%	1.85%	0.64%
	期中平均	0.92%	1.57%	0.65%

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,438	3,673
	一店舗当たり貯金残高	19,943	20,045
	一職員当たり貸出金残高	1,708	1,815
	一店舗当たり貸出金残高	5,467	5,471
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	4,812	5,493
	一店舗当たり長期共済保有高	48,194	46,537
経済事業	一職員当たり購買品供給高	58	57
	一職員当たり販売品販売高	91	95

(注) 各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店 (所)、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	12	－	15	12	12	38	－	12	38
個別貸倒引当金	45	70	－	45	70	70	98	－	70	98
合 計	60	82	－	60	82	82	136	－	82	136

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	2	－

注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業（貯金に関する指標）

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	62,900	45.7%	65,109	46.9%	2,209
定期性貯金	74,898	54.4%	73,634	53.1%	▲1,264
その他の貯金	—	—	—	—	—
小 計	137,798	100.0%	138,743	100.0%	945
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	137,798	100.0%	138,743	100.0%	945

- 注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	74,716	100.0%	73,608	100.0%	▲1,108
うち固定金利定期	74,706	100.0%	73,598	100.0%	▲1,108
うち変動金利定期	10	0.0%	10	0.0%	0

- 注1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業（貸出金等に関する指標）

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		平均残高増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	0	0.0%	0	0.0%	0
証書貸付金	38,531	98.9%	38,299	99.4%	▲232
当座貸越	265	0.7%	234	0.6%	▲31
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	158	0.4%	0	0.0%	▲158
合 計	38,956	100.0%	38,534	100.0%	▲422

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	11,997	31.3%	12,156	31.7%	159
変動金利貸出	25,646	67.0%	25,579	66.7%	▲67
その他	628	1.6%	561	1.4%	▲66
合 計	38,271	100.0%	38,297	100.0%	25

- 注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	139	136	▲3
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	11,099	10,882	▲217
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	51	41	▲10
小 計	11,290	11,060	▲230
農業信用基金協会保証	19,765	19,676	▲89
その他保証	—	—	—
小 計	19,765	19,676	▲89
信用	7,216	7,559	343
合 計	38,271	38,297	26

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	33,819	88.4%	33,943	88.6%	124
運転資金	4,452	11.6%	4,350	11.4%	▲102
合 計	38,271	100.0%	38,293	100.0%	22

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	2,147	5.6%	2,150	5.6%	3
林業	75	0.1%	72	0.1%	▲3
水産業	134	0.3%	156	0.4%	22
製造業	3,710	9.6%	3,660	9.5%	▲49
鉱業	107	0.2%	138	0.3%	30
建設業	3,962	10.3%	3,979	10.3%	17
不動産業	729	1.9%	693	1.8%	▲35
電気・ガス・熱供給・水道業	557	1.4%	537	1.4%	▲20
運輸・通信業	2,200	5.7%	2,052	5.3%	▲148
卸売・小売業・飲食店	1,871	4.8%	1,845	4.8%	▲25
サービス業	7,605	19.8%	7,622	19.9%	16
金融・保険業	439	1.1%	456	1.1%	17
地方公共団体	5,955	15.5%	6,333	16.5%	377
その他	8,774	22.9%	8,598	22.4%	▲176
合 計	38,271	100.0%	38,297	100.0%	25

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	1,373	1,430	57
穀作	410	423	13
野菜・園芸	166	252	86
果樹・樹園農業	3	1	▲2
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	50	46	▲4
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	743	706	▲37
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,373	1,430	57

① 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	1,109	1,090	▲19
農業制度資金	264	339	75
農業近代化資金	255	333	78
その他制度資金	8	5	▲3
合 計	1,373	1,430	57

① 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：百万円）

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	49	16	14	18	49
	令和6年度	52	14	20	17	52
危険債権	令和5年度	194	151	28	14	194
	令和6年度	280	226	4	49	280
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上	令和5年度	—	—	—	—	—
延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件	令和5年度	—	—	—	—	—
緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
小計	令和5年度	243	167	42	32	243
	令和6年度	332	240	24	67	332
正常債権	令和5年度	38,055				
	令和6年度	37,989				
合計	令和5年度	38,299				
	令和6年度	38,322				

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業（内国為替取扱実績）

（単位：件、百万円）

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	28,837	139,645	28,716	142,498
	金 額	33,667	35,323	26,900	34,701
代金取立為替	件 数	1	—	—	2
	金 額	0	—	—	17
雑 為 替	件 数	2,137	1,924	1,894	1,700
	金 額	656	390	793	465
合 計	件 数	30,975	141,569	30,610	144,200
	金 額	34,324	35,714	27,693	35,184

信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	1,268	2,187	919
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合 計	1,268	2,187	919

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国債	—	—	—	—	—	1,800	—	1,800
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国債	—	—	—	—	—	2,800	—	2,800
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

信用事業（有価証券等の時価情報等）

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はございません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	198	201	2	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	198	201	2	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	781	753	▲27	1,931	1,829	▲102
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	781	753	▲27	1,931	1,829	▲102
合 計	979	955	▲24	1,931	1,829	▲102	

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	712	789	▲76	674	789	▲115
	国債	712	789	▲76	674	789	▲115
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	712	789	▲76	674	789	▲115
合 計	712	789	▲76	674	789	▲115	

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
生 命 系	終身共済	12,942	81,352,187	12,782	77,136,701
	定期生命共済	278	2,968,300	334	3,438,720
	養老生命共済	4,962	33,175,577	4,174	28,151,191
		うちこども共済	2,392	12,852,447	2,317
	医療共済	8,471	681,300	8,372	624,300
	がん共済	2,039	182,500	2,068	179,000
	定期医療共済	342	1,354,900	317	1,266,400
	介護共済	960	1,738,818	1,080	2,126,592
	認知症共済	102		112	
	生活障害共済	215		239	
	特定重度疾病共済	827		897	
	年金共済	4,360	20,000	4,317	20,000
	建物更生共済系	17,724	215,889,879	17,321	212,822,947
合 計	53,222	337,363,463	52,013	325,765,853	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医療共済	8,471	31,002	8,372	27,774
		552,223		625,146
がん共済	2,039	12,036	2,068	12,180
定期医療共済	342	1,711	317	1,578
合 計	10,852	596,972	10,757	666,678

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済	960	2,586,346	1,080	3,062,604
認知症共済	102	173,000	112	194,500
生活障害共済（一時金型）	168	659,000	191	811,500
生活障害共済（定期年金型）	47	58,300	48	59,500
特定重度疾病共済	827	1,088,000	897	1,175,500

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前	3,743	2,143,570	3,661	2,063,480
年金開始後	617	319,371	656	337,430
合 計	4,360	2,462,941	4,317	2,400,911

(注)金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火災共済	3,011	31,144,370	41,362	2,938	31,001,620	41,590
自動車共済	17,287		732,492	17,579		753,682
傷害共済	17,545	56,695,200	5,171	18,009	60,801,500	5,047
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	3	12,000	56	3	12,000	56
賠償責任共済	276		927	352		1,806
自賠責共済	5,890		99,614	5,697		95,356
合 計	44,012		879,624	44,578		897,538

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		
	供 給 高	粗収益(手数料)	供 給 高	粗収益(手数料)	
生 産 資 材	肥 料	621	95	624	79
	飼 料	552	7	495	7
	農 業 機 械	1,132	145	1,217	159
	農 薬	530	77	567	76
	自 動 車	15	0	18	0
	燃 料	9	2	9	2
	保 温 資 材	82	8	88	9
	包 装 資 材	287	36	286	35
	建 築 資 材	—	—	—	—
	種 苗・素 畜	329	31	352	34
	その他生産資材	0	0	0	0
	小 計	3,560	403	3,661	406
生 活 物 資	米	25	7	33	8
	生 鮮 食 品	67	13	62	11
	一 般 食 品	131	24	127	23
	耐 久 消 費 財	47	3	107	5
	衣 料 品	7	1	5	0
	日 用 保 健 雑 貨	88	8	125	11
	家 庭 燃 料	—	—	—	—
	その他生活物資	—	—	—	—
小 計	368	58	461	61	
合 計	3,929	462	4,122	468	

(注)供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	920	31	1,214	29
麦	34	3	41	4
種 子	135	5	149	6
大 豆	63	2	46	1
落 花 生	—	—	—	—
その他豆類雑穀	11	0	13	0
い も 類	—	—	—	—
野 菜	3,870	84	4,017	88
果 実	1,247	24	1,178	23
畜 産 物	179	0	126	0
花 き・花 木	49	1	45	0
工 芸 作 物	—	—	—	—
茶	—	—	—	—
ま ゆ	—	—	—	—
直売所・インショップ	1,041	86	1,047	88
その他農林水産物	—	—	—	—
合 計	7,553	240	7,882	244

買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	販 売 高	粗 収 益	販 売 高	粗 収 益
買 取 米	433	132	405	110
買 取 麦	9	2	8	1
合 計	443	135	413	112

保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	15	15
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	7	6
	計	23	21
費 用	保管材料費	—	—
	保管労務費	—	—
	その他費用	9	8
	計	9	8
差 引		13	12

加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	食 品 加 工	31	32
	計	31	32
費 用	食 品 加 工	17	21
	計	17	21
差 引		13	10

利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	乾 燥 施 設	78	76
	葬 祭 事 業	719	70
	倉 庫 利 用	—	—
	そ の 他	44	42
	計	842	189
費 用	乾 燥 施 設	69	65
	葬 祭 事 業	653	1
	倉 庫 利 用	—	—
	そ の 他	20	21
	計	743	88
差 引		99	101

宅地等供給事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	供給手数料	27	26
	供給雑収入	—	—
	そ の 他	1	1
	計	28	28
費 用	供 給 費	—	—
	供 給 雑 費	4	4
	そ の 他	0	0
	計	5	5
差 引		22	23

直売事業（直売所・インショップ等）取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
取扱高	生産者からの買取販売高	－	－
	生産者からの受託販売高	1,041	1,047
	その他商品の買取売上高	278	322
	その他商品の受託売上高	101	106
計		1,421	1,477
収益	生産者からの買取販売高(※)	－	－
	生産者からの手数料(※)	86	88
	その他商品の買取売上高(※)	278	322
	その他商品の手数料(※)	23	26
	その他	－	－
計		389	437
費用	生産者からの買取受入高(※)	－	－
	その他商品の買取仕入高	251	280
	倉庫労務費	－	－
	その他費用	－	－
計		251	280
差 引		137	157

(注)※の項目は販売事業にも記載しています。

その他の事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収益	旅 行 事 業	4	5
	直 売 事 業	302	349
	リ ー ス 事 業	0	1
	計	307	356
費用	旅 行 事 業	0	0
	直 売 事 業	251	280
	リ ー ス 事 業	1	1
	計	252	281
差 引		55	74

指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収入	賦 課 金	－	－
	指導事業補助金	－	－
	実 費 収 入	27	29
	農政活動賦課金	－	－
	計	27	29
支出	営 農 改 善 費	8	8
	生 活 改 善 費	8	8
	教 育 広 報 費	5	5
	農 政 活 動 費	13	13
	計	37	35
差 引		▲9	▲6

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,326	6,419
うち、出資金及び資本準備金の額	3,267	3,199
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,159	3,309
うち、外部流出予定額 (▲)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	▲67	58
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	38
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	38
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	115	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,455	6,458
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	4
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,450	6,454
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,729	37,692
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,577	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,577	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,886	4,785
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	45,616	42,478
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	14.14	15.19

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	561	—	—	570	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,773	—	—	2,727	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,966	—	—	6,345	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	100,848	20,169	806	99,681	19,936	797
法人等向け	200	199	7	181	175	7
中小企業等向け及び個人向け	658	211	8	608	189	7
抵当権付住宅ローン	7,355	1,497	59	7,353	1,494	59
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	217	224	8	198	110	4
取立未済手形	22	4	0	24	4	0
信用保証協会等保証付	19,401	1,928	77	19,323	1,921	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	684	684	27	684	684	27
（うち出資等のエクスポージャー）	684	684	27	684	684	27
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,477	13,230	529	11,290	13,175	527
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,628	6,107	244	8,441	6,051	242
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	2,577	103	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	149,167	40,729	1,629	148,992	37,692	1,507
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	149,167	40,729	1,629	148,992	37,692	1,507
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	4,886		195	4,785		191
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	45,616		1,824	42,478		1,699

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度					令和6年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー	
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			
国内	149,167	38,374	1,773	-	217	148,992	38,392	2,727	-	198	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	149,167	38,374	1,773	-	217	148,992	38,392	2,727	-	198	
法人	農業	49	33	-	-	6	117	99	-	-	8
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	6	1	-	-	-	7	2	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	52	52	-	-	-	37	37	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	103,720	-	-	-	-	102,555	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	719	58	-	-	-	712	52	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	7,807	6,034	1,773	-	-	9,144	6,416	2,727	-	-
	上記以外	47	47	-	-	1	39	39	-	-	-
個人	32,183	32,146	-	-	209	31,781	31,745	-	-	189	
その他	4,570	-	-	-	-	4,586	-	-	-	-	
業種別残高計	149,167	38,374	1,773	0	217	148,992	38,392	2,727	-	198	
残存期間別残高計	1年以下	100,454	153	-	-		99,388	193	-	-	
	1年超3年以下	1,017	1,017	-	-		906	906	-	-	
	3年超5年以下	952	952	-	-		794	794	-	-	
	5年超7年以下	680	680	-	-		802	802	-	-	
	7年超10年以下	2,855	2,855	-	-		2,891	2,693	198	-	
	10年超	33,983	32,210	1,773	-		34,973	32,444	2,529	-	
	期限の定めのないもの	9,224	504	-	-		9,234	557	-	-	
残存期間別残高計	149,167	38,374	1,773	-		148,992	38,392	2,727	-		
平均残高計	143,264	39,041	1,268	-		143,773	38,612	2,187	-		

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	12	—	15	12	12	38	—	12	38
個別貸倒引当金	45	70	—	45	70	70	98	—	70	98

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国 内	45	70	—	45	70		70	98	—	70	98		
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地域別計	45	70	—	45	70		70	98	—	70	98		
法 人	農 業	1	6	—	1	6	—	6	8	—	6	8	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1	—	—	1	—	1	—	—	1	—	—	
個 人	44	62	—	44	62	2	62	89	—	62	89	—	
業種別計	45	70	—	45	70	2	70	98	—	70	98	—	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	8,579	8,579	—	9,938	9,938
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	19,287	19,287	—	19,211	19,211
	リスク・ウェイト20%	—	111,469	111,469	—	110,117	110,117
	リスク・ウェイト35%	—	187	187	—	162	162
	リスク・ウェイト50%	—	51	51	—	65	65
	リスク・ウェイト75%	—	188	188	—	157	157
	リスク・ウェイト100%	—	8,992	8,992	—	6,479	6,479
	リスク・ウェイト150%	—	140	140	—	9	9
	リスク・ウェイト250%	—	2,849	2,849	—	2,849	2,849
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	151,745	151,745	—	148,992	148,992

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	1	—	5	0	—
中小企業等向け及び個人向け	12	347	—	14	332	—
抵当権付住宅ローン	7	7,159	—	—	7,190	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—	0	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	16	3,091	—	24	2,902	—
合 計	36	10,600	—	44	10,425	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,534	3,534	3,534	3,534
合計	3,534	3,534	3,534	3,534

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	0	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	234	218	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	88	33
3	スティープ化	559	637		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	349	249		
7	最大値	559	637	88	33
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,454		6,450	

連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

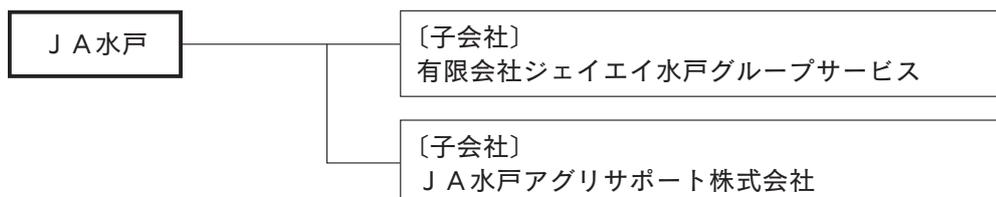
グループの概況

1. グループの事業系統図

J A水戸のグループは、当J A、子会社2社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当J Aの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
有限会社ジェイエイ水戸グループサービス	東茨城郡城里町大字石塚字杉合1146番地1	Aコープ店舗事業 (Aコープ常北・Aコープかつら) 食堂運営 (J Aグループ茨城教育センター)	2002年6月1日	9,000千円	100%	0%
J A水戸アグリサポート株式会社	水戸市渡里町3832番地	農作業の受委託、共同利用施設の運営管理、農産物の生産販売等	2015年2月19日	9,900千円	96%	0%

3. 連結事業概況（令和6年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社・子法人等を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益270百万円、連結当期剰余金168百万円、連結純資産8,429百万円、連結総資産151,507百万円で、連結自己資本比率は15.59%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

令和6年度は、Aコープ店舗事業、食材宅配事業を行い、売上高で419百万円を取扱いました。また、組合員をはじめ利用者のニーズに応えるサービス提供に努めましたが、当期純損失5百万円となりました。

JA水戸アグリサポート株式会社

組合員など地域農業者のニーズに応え、地域農業振興のため、農作業の受託、ライスセンターなど共同利用施設の運営管理などを中心に行っています。

令和6年度は、売上高で158百万円、当期純利益1百万円となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益 (事業収益)	8,352	8,049	6,688	6,838	6,978
信用事業収益	1,020	1,029	1,042	1,056	1,060
共済事業収益	793	757	726	694	681
農業関連事業収益	5,326	5,109	4,177	4,408	4,565
その他事業収益	1,211	1,152	741	679	670
連結経常利益	396	393	347	401	270
連結当期剰余金	276	281	103	237	168
連結純資産額	7,999	8,244	8,234	8,379	8,429
連結総資産額	152,691	159,828	158,108	151,757	151,507
連結自己資本比率	12.38%	12.46%	12.87%	14.63%	15.59%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年1月31日現在)	令和6年度 (令和7年1月31日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	141,393,981	141,117,211
(1) 現金	562,772	573,083
(2) 預金	100,299,254	99,176,561
(3) コールローン	—	—
(4) 買入手形	—	—
(5) 買現先勘定	—	—
(6) 買入金銭債権	—	—
(7) 商品有価証券	—	—
(8) 金銭の信託	—	—
(9) 有価証券	1,692,628	2,605,750
(10) 貸出金	38,271,894	38,297,324
(11) 外国為替	—	—
(12) その他の信用事業資産	611,508	566,885
(13) 債務保証見返	—	—
(14) 貸倒引当金	▲44,075	▲102,394
2. 共済事業資産	1,138	930
(1) 共済貸付金	—	—
(2) その他の共済事業資産	1,138	930
(3) 貸倒引当金	—	—
3. 経済事業資産	1,255,590	1,289,649
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	656,924	664,348
(3) 経済受託債権	14,937	11,598
(4) 棚卸資産	513,354	540,790
(5) その他の経済事業資産	109,069	108,035
(6) 貸倒引当金	▲38,695	▲35,123
4. 雑資産	328,211	314,258
5. 固定資産	5,108,624	5,088,505
(1) 有形固定資産	5,102,264	5,082,423
建物	4,412,043	4,457,313
機械装置	1,242,766	1,272,695
土地	3,664,372	3,650,227
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	742,787	760,876
減価償却累計額	▲4,959,704	▲5,058,688
(2) 無形固定資産	6,360	6,081
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	6,360	6,081
6. 外部出資	3,515,600	3,515,600
(1) 外部出資	3,515,600	3,515,600
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 退職給付に係る資産	—	—
8. 繰延税金資産	154,406	181,204
9. 再評価に係る繰延税金資産	—	—
10. 繰延資産	—	—
資産の部合計	151,757,554	151,507,360

(単位：千円)

科 目	令和5年度（令和6年1月31日現在）		令和6年度（令和7年1月31日現在）	
(負債の部)				
1. 信用事業負債		140,523,656		140,285,543
(1) 貯金	139,353,178		140,081,286	
(2) 譲渡性貯金	—		—	
(3) 売現先勘定	—		—	
(4) 借入金	1,008,640		5,109	
(5) 外国為替	—		—	
(6) その他の信用事業負債	161,837		199,148	
(7) 諸引当金	—		—	
(8) 債務保証	—		—	
2. 共済事業負債		561,773		487,802
(1) 共済借入金	—		—	
(2) 共済資金	315,135		240,146	
(3) その他の共済事業負債	246,637		247,656	
3. 経済事業負債		665,816		763,135
(1) 支払手形	—		—	
(2) 経済事業未払金	364,162		475,607	
(3) その他の経済事業負債	301,654		287,528	
4. 設備借入金		—		—
5. 雑負債		523,318		469,578
6. 諸引当金		376,211		348,729
(1) 賞与引当金	31,403		33,630	
(2) 退職給付に係る負債	139,170		131,202	
(3) 役員退職慰労引当金	23,782		17,611	
(4) その他の引当金	181,855		166,285	
7. 繰延税金負債		—		—
8. 再評価に係る繰延税金負債		727,120		723,230
9. 負ののれん		—		—
負債の部合計		143,377,894		143,078,019
(純資産の部)				
1. 組合員資本		6,582,325		6,670,748
(1) 出資金	3,267,417		3,199,909	
(2) 資本剰余金	—		—	
(3) 利益剰余金	3,385,804		3,532,160	
(4) 処分未済持分	▲67,846		▲58,271	
(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲3,050		▲3,050	
2. 評価・換算差額等		1,794,935		1,756,117
(1) その他有価証券評価差額金	▲55,487		▲84,049	
(2) 繰延ヘッジ損益	—		—	
(3) 土地再評価差額金	1,850,422		1,840,167	
(4) 退職給付に係る調整累計額	—		—	
3. 非支配株主持分		2,398		2,473
純資産の部合計		8,379,659		8,429,340
負債及び純資産の部合計		151,757,554		151,507,360

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)			令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		
1. 事業総利益			2,656,859			2,568,994
(1) 信用事業収益		1,056,524		1,060,690		
資金運用収益	959,117			975,377		
(うち預金利息)	(550,406)			(506,938)		
(うち有価証券利息)	(11,498)			(21,871)		
(うち貸出金利息)	(361,077)			(352,033)		
(うちその他受入利息)	(36,134)			(94,533)		
役務取引等収益	37,937			38,206		
その他事業直接収益	8,595			—		
その他経常収益	50,874			47,105		
(2) 信用事業費用		160,401		234,921		
資金調達費用	21,525			62,156		
(うち貯金利息)	(18,628)			(60,850)		
(うち給付補てん備金繰入)	(567)			(541)		
(うち譲渡性貯金利息)	(—)			(—)		
(うち借入金利息)	(—)			(—)		
(うちその他支払利息)	(2,329)			(764)		
役務取引等費用	12,774			12,268		
その他事業直接費用	7,002			—		
その他経常費用	119,100			160,497		
(うち貸倒引当金繰入額)	(9,216)			(58,318)		
(うち貸出金償却)	(2,107)			(—)		
信用事業総利益			896,123			825,768
(3) 共済事業収益		694,717		681,584		
共済付加収入	640,806			622,779		
その他共済事業収益	53,910			58,805		
(4) 共済事業費用		39,630		39,685		
共済推進費	15,654			17,148		
共済保全費	6,827			7,010		
その他共済事業費用	17,147			15,526		
共済事業総利益			655,086			641,899
(5) 購買事業収益		3,719,361		3,880,700		
購買品供給高	3,577,145			3,731,110		
購買手数料	32,028			35,603		
その他購買事業収益	110,187			113,985		
(6) 購買事業費用		3,045,776		3,187,983		
購買品供給原価	2,955,409			3,108,195		
購買品供給費	38,741			37,041		
その他購買事業費用	51,624			42,746		
購買事業総利益			673,585			692,716
(7) 販売事業収益		743,825		684,798		
販売品販売高	443,036			413,938		
販売手数料	240,514			244,467		
その他販売事業収益	60,273			26,392		
(8) 販売事業費用		507,334		482,207		
販売品販売原価	307,957			301,433		
販売費	143,266			145,503		
その他販売事業費用	56,110			35,270		
販売事業総利益			236,491			202,590
(9) その他事業収益		624,030		670,676		
(10) その他事業費用		428,457		464,656		
その他事業総利益			195,573			206,019
2. 事業管理費			2,359,346			2,389,016
(1) 人件費		1,702,177		1,722,427		
(2) その他事業管理費		657,168		666,588		
事業利益			297,513			179,977

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5年2月1日から令和6年1月31日)			令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		
3. 事業外収益			187,416			162,526
(1) 受取雑利息		2,997			2,804	
(2) 受取出資配当金		64,079			66,108	
(3) 持分法による投資益		—			—	
(4) その他の事業外収益		120,339			93,613	
4. 事業外費用			83,827			72,258
(1) 支払雑利息		—			—	
(2) 持分法による投資損		—			—	
(3) その他の事業外費用		83,827			72,258	
経 常 利 益			401,101			270,246
5. 特別利益			1,178			2,818
(1) 固定資産処分益		1,178			4	
(2) 負ののれん発生益		—			—	
(3) その他の特別利益		—			2,814	
6. 特別損失			67,330			33,675
(1) 固定資産処分損		11,129			1,308	
(2) 減損損失		55,701			29,553	
(3) その他の特別損失		499			2,814	
税金等調整前当期利益			334,950			239,388
法人税住民税及び事業税		110,631			91,099	
法人税等調整額		▲13,597			▲19,848	
法人税等合計			97,034			71,250
当期利益			237,915			168,138
非支配株主に帰属する当期利益			205			78
当期剰余金			237,709			168,060

7. 連結注記表

令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称: 有限会社ジェイエイ水戸グループサービス
JA水戸アグリサポート株式会社
- (2) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産
定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。
- (5) 収益の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
 - ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑧ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 154,406千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 55,701千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,770千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は843,936千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	384,865千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 14,714千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,491千円、危険債権額は194,378千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は243,869千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,672,137千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本的にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
あくつ集荷場	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、あくつ集荷場については賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
あくつ集荷場	4,582千円	4,283千円	298千円
旧常澄SS跡地	103千円	103千円	—
旧上中妻支店	22,898千円	19,136千円	3,761千円
旧渡里支店	28,118千円	22,550千円	5,567千円
合 計	55,701千円	46,074千円	9,626千円

④ 回収可能価額の算定方法

○あくつ集荷場、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

○旧上中妻支店、旧渡里支店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳

正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が33,851千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	100,299,254	100,281,788	▲17,465
有価証券			
満期保有目的の債券	979,768	955,050	▲24,718
その他有価証券	712,860	712,860	—
貸出金	38,271,894		
貸倒引当金(*1)	▲44,075		
貸倒引当金控除後	38,227,818	38,194,583	▲33,235
資産計	140,219,700	140,144,281	▲75,419
貯 金	139,353,178	139,288,060	▲65,117
負債計	139,353,178	139,288,060	▲65,117

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,515,600
合 計	3,515,600

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	100,299,254	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,000,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、2）	2,422,023	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	28,216,801
合 計	102,721,277	2,032,445	1,917,429	1,811,124	1,702,464	30,016,801

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）250,635千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等169,606千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	125,083,304	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-
合 計	125,083,304	5,686,037	5,251,402	311,489	3,020,943	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	198,458	201,160	2,701
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	781,309	753,890	▲27,419
合 計		979,768	955,050	▲24,718

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	712,860	789,393	▲76,533
合 計		712,860	789,393	▲76,533

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 権	297,562	8,580	▲7,002
合 計	297,562	8,580	▲7,002

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	144,678千円
退職給付費用	77,056千円
退職給付の支払額	▲13,569千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲57,030千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	135,510千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,357,200千円
特定退職金共済制度	▲800,350千円
確定給付型年金制度	▲421,339千円
未積立退職給付債務	135,510千円
退職給付引当金	135,510千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	77,056千円
退職給付費用	77,056千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,006千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,823千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

未収利息	3,509千円
生産部会助成金	32,244千円
年度未賞与	12,982千円
年度未賞与対応未払社会保険料	2,051千円
賞与引当金	8,542千円
賞与対応未払社会保険料	1,401千円
役員退職慰労引当金	6,540千円
特例業務負担金引当金	50,010千円
減価償却（減損損失分）	18,632千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	6,398千円
退職給付引当金	37,265千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	21,046千円
その他	1,325千円
繰延税金資産小計	231,502千円
評価性引当額	▲72,785千円
繰延税金資産合計（A）	158,716千円

繰延税金負債

全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲4,093千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,310千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 154,406千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.7
住民税均等割額	1.7
評価性引当額の増減	0.6
その他	▲0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状

回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	8,166千円
見積り変更による増加額	<u>15,604千円</u>
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は644,103千円です。

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称: 有限会社ジェイエイ水戸グループサービス
JA水戸アグリサポート株式会社
- (2) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（グループ管理）: 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産
定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
③ 退職給付に係る会計処理の方法
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に

発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。
- (5) 収益の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
 - ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
 - ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ⑧ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 185,317千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 29,553千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 137,517千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は846,750千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	387,679千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 32,657千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は52,490千円、危険債権額は280,082千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は332,573千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,670,594千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業

所を基本にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧西郷支店跡地	太陽光売電用資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧西郷支店跡地については太陽光売電用資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧西郷支店跡地	5,599千円	5,599千円	—
旧上中妻支店	555千円	—	555千円
旧渡里支店	23,353千円	8,500千円	14,852千円
旧常澄SS跡地	46千円	46千円	—
合 計	29,553千円	14,145千円	15,407千円

④ 回収可能価額の算定方法

- 旧西郷支店跡地の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.96%です。
- 旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び

財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,163千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	99,176,561	98,979,466	▲197,094
有価証券			
満期保有目的の債券	1,931,700	1,829,080	▲102,620
その他有価証券	674,050	674,050	—
貸出金	38,297,324		
貸倒引当金（*1）	▲102,394		
貸倒引当金控除後	38,194,930	37,918,205	▲276,724
資産計	139,977,242	139,400,802	▲576,440
貯 金	140,081,286	139,702,934	▲378,351
負債計	140,081,286	139,702,934	▲378,351

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,515,600
合 計	3,515,600

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	99,176,561	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,000,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金 (* 1、2)	2,392,635	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	28,232,104
合 計	101,569,197	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	31,032,104

(* 1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）224,572千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(* 2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等147,651千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (* 1)	122,867,643	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	-
合 計	122,867,643	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	-

(* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債 1,931,700	1,829,080	▲102,620
合 計	1,931,700	1,829,080	▲102,620

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	674,050	789,980	▲115,930
合 計		674,050	789,980	▲115,930

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	135,510千円
退職給付費用	75,079千円
退職給付の支払額	▲11,138千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲54,991千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	128,835千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,308,793千円
特定退職金共済制度	▲782,523千円
確定給付型年金制度	▲397,434千円
未積立退職給付債務	128,835千円
退職給付引当金	128,851千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	75,079千円
退職給付費用	75,079千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,760千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,380千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	5,887千円
未収利息	4,839千円
生産部会助成金	44,182千円
年度未賞与	13,000千円
年度未賞与対応未払社会保険料	2,039千円
賞与引当金	9,149千円
賞与対応未払社会保険料	1,498千円
役員退職慰労引当金	4,793千円
特例業務負担金引当金	45,728千円

減価償却（減損損失分）	21,530千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	5,388千円
退職給付引当金	35,435千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	31,880千円
その他	1,486千円
繰延税金資産小計	256,391千円
評価性引当額	▲71,073千円
繰延税金資産合計（A）	185,318千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	▲3,896千円
繰延税金負債合計（B）	▲4,112千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	181,205千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.8
住民税均等割額	2.2
機械等の特別控除	▲0.9
中小法人等に対する軽減税率	▲0.1
評価性引当額の増減	▲0.9
その他	▲0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しるさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は599,158千円です。

8. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	3,119,935	3,385,741
2. 利益剰余金増加高	298,167	178,315
当期剰余金	(237,709)	(168,060)
土地再評価差額金の取崩による増加	(60,457)	(10,255)
持分比率変更による増加	(—)	(—)
3. 連結剰余金減少額	32,298	31,895
当期損失金	(—)	(—)
支払配当金	(32,298)	(31,895)
役員賞与金	(—)	(—)
土地再評価差額金の取崩による減少	(—)	(—)
持分比率変更による減少	(—)	(—)
4. 連結剰余金期末残高	3,385,804	3,532,160

9. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

10. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	1,056,524	1,060,690
	経常利益	896,123	825,768
	資産の額	141,393,981	141,117,211
共済事業	事業収益	694,717	681,584
	経常利益	655,086	641,899
	資産の額	1,138	930
農業関連事業	事業収益	4,408,195	4,484,545
	経常利益	829,798	816,462
	資産の額	1,195,179	1,231,173
その他事業	事業収益	679,021	751,629
	経常利益	275,851	284,863
	資産の額	109,069	108,035
計	事業収益	6,838,457	6,978,448
	経常利益	2,656,859	2,568,994
	資産の額	142,699,367	142,457,349

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和7年1月末における連結自己資本比率は、15.59%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,196百万円（前年度3,264百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

確認書

1. 私は、当ＪＡの令和６年２月１日から令和７年１月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和７年５月１日
水戸農業協同組合
代表理事組合長 園部 優

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,550	6,639
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,264	3,196
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,385	3,532
うち、外部流出予定額 (▲)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	▲67	▲58
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	2	2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12	38
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12	38
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	115	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,681	6,680
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	4	4
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4	4
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	4
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,676	6,676
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	40,738	37,708
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,577	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,577	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,886	5,124
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	45,625	42,832
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.63	15.59

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	562	—	—	573	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,773	—	—	2,727	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,966	—	—	6,345	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	100,848	20,169	806	99,681	19,936	797
法人等向け	200	199	7	181	175	7
中小企業等向け及び個人向け	658	211	8	608	189	7
抵当権付住宅ローン	7,355	1,497	59	7,353	1,494	59
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	217	224	8	198	110	4
取立未済手形	22	4	0	24	4	0
信用保証協会等保証付	19,401	1,928	77	19,323	1,921	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	666	666	26	666	666	26
（うち出資等のエクスポージャー）	666	666	26	666	666	26
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	11,505	13,258	530	11,324	13,209	528
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,628	6,107	244	8,441	6,051	242
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	2,577	103	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	149,178	40,738	1,629	149,010	37,708	1,508
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	149,178	40,738	1,629	149,010	37,708	1,508
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	4,886		195	5,124		204
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	45,625		1,825	42,832		1,713

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p.13) をご参照下さい。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国内		149,178	38,374	1,773	-	217	149,010	38,392	2,727	-	198
国外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		149,178	38,374	1,773	-	217	149,010	38,392	2,727	-	198
法人	農業	49	33	-	-	6	117	99	-	-	8
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	6	1	-	-	-	7	2	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	52	52	-	-	-	37	37	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	-	-	-	-	9	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	103,720	-	-	-	-	102,555	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	719	58	-	-	-	712	52	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	7,807	6,034	1,773	-	-	9,144	6,416	2,727	-	-
	上記以外	47	47	-	-	1	39	39	-	-	-
個人		32,183	32,146	-	-	209	31,781	31,745	-	-	189
その他		4,581	-	-	-	-	4,604	-	-	-	-
業種別残高計		149,178	38,374	1,773	-	217	149,010	38,392	2,727	-	198
残存期間別残高計	1年以下	100,454	153	-	-		99,388	193	-	-	
	1年超3年以下	1,017	1,017	-	-		906	906	-	-	
	3年超5年以下	952	952	-	-		794	794	-	-	
	5年超7年以下	680	680	-	-		802	802	-	-	
	7年超10年以下	2,855	2,855	-	-		2,891	2,693	198	-	
	10年超	33,983	32,210	1,773	-		34,973	32,444	2,529	-	
	期限の定めのないもの	9,235	504	-	-		9,251	557	-	-	
残存期間別残高計		149,178	38,374	1,773	-		149,010	38,392	2,727	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	15	12	-	15	12	12	38	-	12	38
個別貸倒引当金	45	70	-	45	70	70	98	-	70	98

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国 内	45	70	-	45	70		70	98	-	70	98		
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	45	70	-	45	70		70	98	-	70	98		
法 人	農 業	1	6	-	1	6	-	6	8	-	6	8	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	
個 人	44	62	-	44	62	2	62	89	-	62	89	-	
業種別計	45	70	-	45	70	2	70	98	-	70	98	-	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	8,580	8,580	—	9,940	9,940
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	19,287	19,287	—	19,211	19,211
	リスク・ウェイト20%	—	111,469	111,469	—	110,117	110,117
	リスク・ウェイト35%	—	187	187	—	162	162
	リスク・ウェイト50%	—	51	51	—	65	65
	リスク・ウェイト75%	—	188	188	—	157	157
	リスク・ウェイト100%	—	9,001	9,001	—	6,495	6,495
	リスク・ウェイト150%	—	140	140	—	9	9
	リスク・ウェイト250%	—	2,849	2,849	—	2,849	2,849
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		0	151,756	151,756	0	149,010	149,010

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.94）をご参照下さい。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	1	—	5	0	—
中小企業等向け及び個人向け	12	347	—	14	332	—
抵当権付住宅ローン	7	7,159	—	—	7,190	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—	0	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	16	3,091	—	24	2,902	—
合 計	36	10,600	—	44	10,425	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.14）をご参照下さい。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.97）をご参照下さい。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,515	3,515	3,515	3,534
合計	3,515	3,515	3,515	3,534

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	0	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.100）をご参照下さい。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	234	218	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	88	33
3	スティープ化	559	637		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	349	249		
7	最大値	559	637	88	33
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,454		6,450	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）〉

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	31
○理事及び監事の氏名及び役職名	32
○会計監査人の名称	37
○事務所の名称及び所在地	36-37
○特定信用事業代理業者に関する事項	37
2. 主要な業務の内容	19-28
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	68
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	68
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	68
・経常利益又は経常損失	68
・当期剰余金又は当期損失金	68
・出資金及び出資口数	68
・純資産額	68
・総資産額	68
・貯金等残高	68
・貸出金残高	68
・有価証券残高	68
・単体自己資本比率	68
・剰余金の配当の金額	68
・職員数	68
○直近の2事業年度における事業の概況	68
〈主要な業務の指標〉	
・事業粗収益及び事業粗利益率	68
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	68
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	69
・受取利息及び支払利息の増減	69
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	70
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	70
〈貯金に関する指標〉	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	72
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	72
〈貸出金等に関する指標〉	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	72
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	72
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	73
・用途別の貸出金残高	73
・主要な農業関係の貸出実績	74
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	73
・貯貸率の期末値及び期中平均値	70
〈有価証券に関する指標〉	
・商品有価証券の種類別の平均残高	76
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	77
・有価証券の種類別の平均残高	76
・貯証率の期末値及び期中平均値	70

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	13-14
○法令遵守の体制	15-16
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11-12
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合〉	
・ 手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	15-16
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合〉	
・ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15-16
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	42-45、65
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	75
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75
・ 危険債権	75
・ 三月以上延滞債権	75
・ 貸出条件緩和債権	75
・ 正常債権	75
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	75
○自己資本の充実の状況	
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
● 定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	17
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	17
・ 信用リスクに関する事項	90-93
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	94
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	96
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	96
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	14
・ 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	97-98
・ 金利リスクに関する事項	100-101
● 定量的開示事項	
・ 自己資本の構成に関する事項	86-87
・ 自己資本の充実度に関する事項	88-89
・ 信用リスクに関する事項	90-93
・ 信用リスク削減手法に関する事項	94-95
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	96
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	96
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	97
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	99
・ 金利リスクに関する事項	100-101
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・ 有価証券	78-79
・ 金銭の信託	79
・ デリバティブ取引	79
・ 金融等デリバティブ取引	79
・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	79
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71
○貸出金償却の額	71
○会計監査人の監査	67

【連結情報（組合及び子会社等）】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）〉

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	104
○組合の子会社等に関する事項	104
・ 名称	104
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	104
・ 資本金又は出資金	104
・ 事業の内容	104
・ 設立年月日	104
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	104
・ 組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	104
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	105
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	105
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	105
・ 経常利益又は経常損失	105
・ 当期利益又は当期損失	105
・ 純資産額	105
・ 総資産額	105
・ 連結自己資本比率	105
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	106-109、129
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	75
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75
・ 危険債権	75
・ 三月以上延滞債権	75
・ 貸出条件緩和債権	75
・ 正常債権	75
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示項目	
・ 連結の範囲に関する事項	104
・ 自己資本調達手段の概要	130
・ 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	130
・ 信用リスクに関する事項	136-139
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	139-140
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	141
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	141
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	141
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	142
・ 金利リスクに関する事項	143

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
●定量的開示項目	
・ 自己資本の構成に関する事項	132-133
・ 自己資本の充実度に関する事項	134-135
・ 信用リスクに関する事項	136-139
・ 信用リスク削減手法に関する事項	139-140
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	141
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	141
・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	142
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	143
・ 金利リスクに関する事項	143
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	129

M E M O